

推進：資料5

令和5年度 第3回

菊川市介護保険事業計画等推進委員会

(令和5年9月27日)

(案)

長寿 いきいき 安心プラン

(第9期介護保険事業計画・第10次高齢者保健福祉計画)

令和6年度～令和8年度

(2024年度～2026年度)

令和6年 月

静岡県菊川市

目 次

第1章 計画策定の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格.....	1
3 計画の期間.....	2
4 計画策定の経過と策定後の推進体制.....	2
第2章 高齢者を取り巻く菊川市の状況.....	3
1 高齢者の現状.....	3
2 アンケートの調査結果	13
第3章 計画の基本的な考え方.....	24
1 基本理念	24
SDGsの取り組みについて.....	24
2 基本目標	25
目標1 安心して暮らすことができる基盤の整備（地域包括ケアシステムの深化・推進）	25
目標2 生きがいつくりと介護予防の促進（自立支援、介護予防・重度化防止の推進）	26
目標3 高齢者を支えるサービスの充実（介護サービス基盤の計画的な整備）	27
3 日常生活圏域の考え方	28
4 計画に基づく事業の体系.....	29
第4章 目標に向けた取り組み.....	31
目標1：安心して暮らすことができる基盤の整備	31
施策1：地域包括支援センターの充実.....	31
施策2：在宅医療・介護連携の推進	34
施策3：認知症施策の推進.....	38
施策4：生活支援サービスの基盤整備の推進	42
施策5：家族介護支援	45
施策6：見守り・権利擁護.....	48
施策7：高齢者の居住安定に係る施策との連携	53
施策8：災害対策・感染症対策	54
目標2：生きがいつくりと介護予防の促進.....	55
施策1：生きがいつくりと社会参加の促進	55
施策2：こころとからだの健康づくり	59
施策3：一般介護予防の充実	64
目標3：高齢者を支えるサービスの充実.....	68
施策1：介護予防・生活支援サービス事業の充実.....	68
施策2：介護保険サービス.....	72
施策3：介護サービス事業者の管理・監督	78
施策4：介護給付等費用適正化事業	80
計画の推進に向けて	84
第5章 介護保険料.....	85
1 給付費の見込み	85
2 第9期介護保険料について	86

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

2 計画の性格

(1) 計画の位置づけ

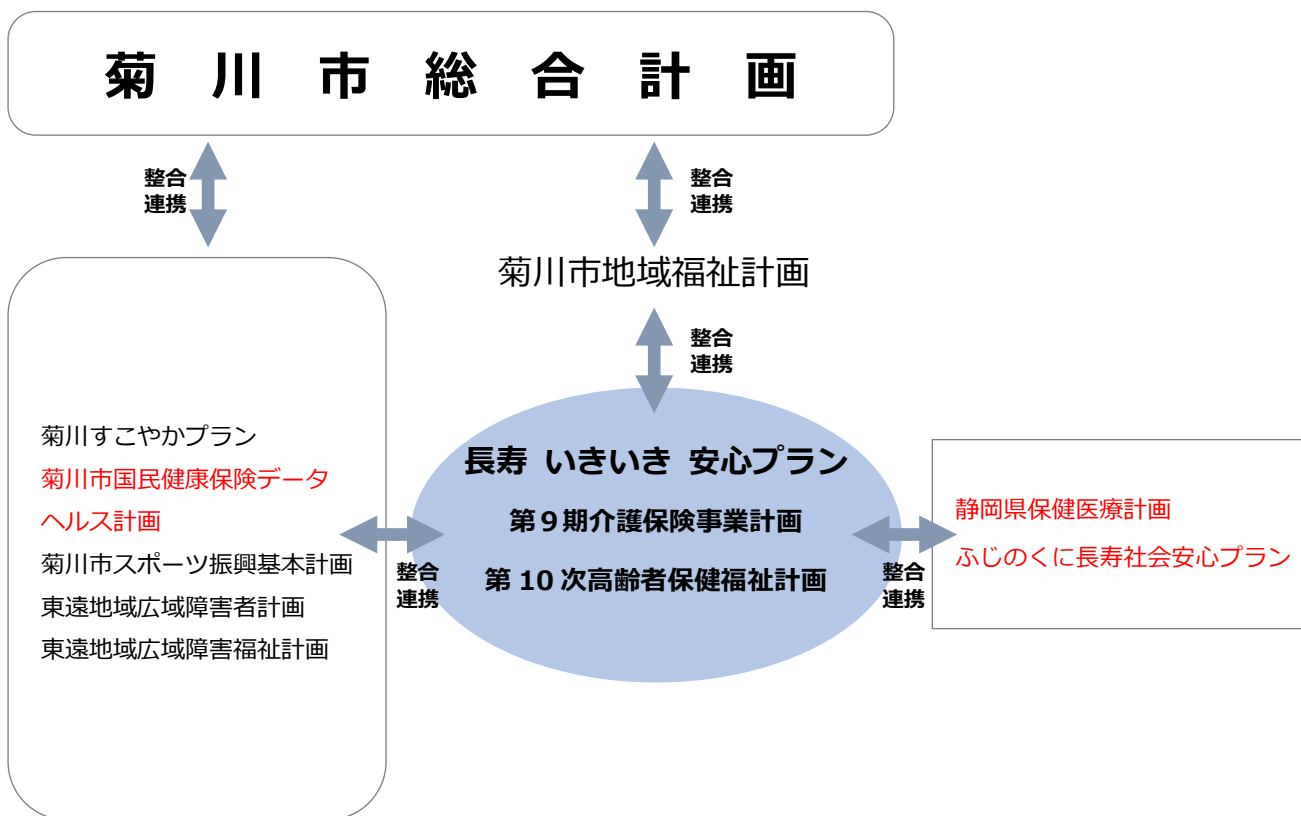
介護保険事業計画は、介護保険法第117条第1項に基づく「市町村介護保険事業計画」であり、本市の介護保険事業運営に係る保険給付の円滑な実施などに関する基本的な計画として位置づけます。

また、高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8第1項に基づく「市町村老人福祉計画」であり、市の高齢者保健福祉施策に関する基本的な計画として位置づけます。

(2) 上位計画・関連計画との連携

本計画は、上位計画である菊川市総合計画の基本目標2「健康で元気に暮らせるまち」を具体化し、高齢者保健福祉に関する施策の方針を示したものです。菊川市地域福祉計画をはじめ、高齢者保健福祉に関連する他分野の計画との整合を図り、策定しました。

また、地域における医療及び介護を総合的に確保するため、静岡県「ふじのくに長寿社会安心プラン(静岡県長寿社会保健福祉計画)」とともに、「静岡県保健医療計画」との整合を図りました。



..... 3 計画の期間

本計画は、令和 6 年度を初年度とし、令和 8 年度を目標年度とする 3 か年を計画の期間とします。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
								
長寿 いきいき 安心プラン 第8期介護保険事業計画 第9次高齢者保健福祉計画			長寿 いきいき 安心プラン（仮） 第9期介護保険事業計画 第10次高齢者保健福祉計			第10期介護保険事業計画 第11次高齢者保健福祉計画		

..... 4 計画策定の経過と策定後の推進体制



第2章 高齢者を取り巻く菊川市の状況

1 高齢者の現状

(1) 総人口の推移

市の総人口をみると、令和4年は47,831人となっています。

表：総人口・高齢化率の推移

(人)

	実績値					推計値		
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
総人口	48,548	48,379	48,022	47,831				
高齢化率（％）	26.6%	27.1%	27.5%	27.8%				
高齢者人口	12,915	13,095	13,207	13,299				
65～74歳	6,617	6,763	6,872	6,788				
75歳以上	6,298	6,332	6,335	6,511				
うち 80歳以上	1,538	1,576	1,589	1,629				
40～64歳人口	15,296	15,220	15,188	15,217				
40歳未満人口	20,337	20,064	19,627	19,315				

(10月1日現在)

	推計値			
	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年
総人口				
高齢化率（％）				
高齢者人口				
65～74歳				
75歳以上				
うち 80歳以上				
40～64歳人口				
40歳未満人口				

図：総人口・高齢化率の推移

グラフ

(2) 高齢者数の推移

図：高齢者数の推移

グラフ

(3) 認定者数の状況

表：認定者数の推移

(人)

	実績値			推計値		
	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年
要支援 1	90	90				
要支援 2	199	188				
要支援 小計	289	278				
要介護 1	501	514				
要介護 2	386	409				
要介護 3	323	325				
要介護 4	254	253				
要介護 5	181	150				
要介護 小計	1,645	1,651				
合計	1,934	1,929				
要介護等認定率	14.4%	14.3%				

※認定者数は、第1号被保険者数と第2号被保険者数を合わせた数

※要介護等認定率は、第1号被保険者の割合

図：認定者数の推移

(%)

図：認定率の推移

表：総合事業対象者の推計

(人)

	実績値			推計値		
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
要支援1						
要支援2						
要支援 小計						
総合事業対象者数						
総数						

※各年10月1日現在

表：総合事業の実施状況（令和2年度）

介護予防・生活支援サービス事業
1 訪問型サービス ○訪問介護相当サービス（従前・ホームヘルプ） 指定：9事業者（市内7、市外2）で実施 ○訪問型軽度生活援助サービス（サービスA） シルバー人材センター会員による支援 ○訪問型元気はつらつ教室（サービスC） 生活機能等の改善のため、専門職による介護 予防支援サービスを短期集中的に提供 2 通所型サービス ○通所介護相当サービス（従前・デイサービス） 指定：31事業者（市内14、市外17）で実施 ○元気はつらつ教室（サービスC） 運動コース、認知症予防コース 生活機能等の改善のため、専門職による介護 予防支援サービスを短期集中的に提供

一般介護予防事業
1 介護予防普及啓発事業 ○70歳の健康講座 ○菊川いきいき体操教室 ○菊川いきいき体操体験会 ○脳の健康チェック ○ココ・カラ元気広場 ○フレイル予防教室 ○出前行政講座（3種類） ○いきいきサロン（けやき・東部・松風苑） 2 地域介護予防活動 ○筋力アップ応援隊養成講座 ○脳力アップ応援隊養成講座 ○地域活動への歯科衛生士・看護師の派遣 3 地域リハビリテーション活動支援事業 ○地域活動へのリハビリ専門職の派遣



(4) 認知症高齢者の状況

表：認知症高齢者の状況

(人)

	実績値					推計値		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立	294							
I	360							
II a	181							
II b	628							
III a	486							
III b	82							
IV	75							
M	3							
II 以上	1,455							
高齢者に占める割合(%)	16.3							
合計	2,109							

※10月1日時点を基準にしている。申請日から、認定有効期間に10月1日が入る時点を採用。該当が複数ある場合は、10月1日に近い方を採用した。認定結果が非該当の人は、有効期間が取れないので対象外とした。

表：認知症高齢者の日常生活自立度判定基準

ランク	判断基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
II a	家庭外で上記 II の状態がみられる。	たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
II b	家庭内でも上記 II の状態がみられる。	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との対応などひとりで留守番ができない等
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
III a	日中を中心として上記 III の状態が見られる。	着替え、食事、排便・排尿が上手にできない・時間がかかる。 やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声を上げる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
III b	夜間を中心として上記 III の状態が見られる。	ランク III a に同じ
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランク III に同じ
M	著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

資料：平成18年4月3日 老健第135号厚生省老人保健福祉局通知



(5)高齢者の世帯の状況

表：高齢者世帯数の推移

(上段：世帯 下段：%)

	総世帯数	65歳以上の高齢者のいる世帯				
			子らとの同居世帯	ひとり暮らし世帯	夫婦のみ世帯	その他の高齢者のみ世帯
平成20年度	16,248	6,280	4,933	534	740	73
	100.0	38.7	30.4	3.3	4.6	0.4
平成21年度	16,278	6,356	4,966	541	765	84
	100.0	39.0	30.5	3.3	4.7	0.5
平成22年度	16,149	6,406	4,942	579	799	86
	100.0	39.7	30.6	3.6	4.9	0.5
平成23年度	16,131	6,379	4,921	600	775	83
	100.0	39.5	30.5	3.7	4.8	0.5
平成24年度	16,314	6,950	4,923	945	977	105
	100.0	42.6	30.2	5.8	6.0	0.6
平成25年度	16,152	7,105	4,936	1,014	1,050	105
	100.0	44.0	30.6	6.3	6.5	0.7
平成26年度	16,207	7,335	4,967	1,084	1,137	147
	100.0	45.3	30.6	6.7	7.0	0.9
平成27年度	16,415	7,533	4,967	1,164	1,237	165
	100.0	45.9	30.3	7.1	7.5	1.0
平成28年度	16,811	7,648	4,869	1,293	1,312	174
	100.0	45.5	29.0	7.7	7.8	1.0
平成29年度	17,052	7,806	4,835	1,342	1,406	223
	100.0	45.8	28.4	7.9	8.2	1.3
平成30年度	17,293	7,918	4,769	1,398	1,518	233
	100.0	45.8	27.6	8.1	8.8	1.3
令和元年度	17,802	8,004	4,721	1,499	1,573	211
	100.0	45.0	26.5	8.4	8.8	1.2
令和2年度	18,162	8,058	4,579	1,694	1,599	186
	100.0	44.4	25.2	9.3	8.8	1.0
令和3年度	18,335	8,482	4,612	1,895	1,689	286
	100.0	46.3	25.2	10.3	9.2	1.6
令和4年度	18,479	8,541	4,498	1,976	1,773	294
	100.0	46.2	24.3	10.7	9.6	1.6
令和5年度						

資料：高齢者福祉行政の基礎調査（4月1日現在）



図：高齢者世帯数の推移

表：ひとり暮らし高齢者数の将来推計 (人、世帯)

	実績値					推計値		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
65～69歳	380	392	414	419				
70～74歳	340	393	427	477				
75～79歳	267	286	291	283				
80歳以上	512	623	763	797				
総世帯数	17,802	18,162	18,335	18,479				

資料：高齢者福祉行政の基礎調査（４月１日現在）

図：ひとり暮らし高齢者数の将来推計

(6) 高齢者のいる世帯の住居の状況

表：高齢者のいる世帯の住居数の推移

(上段：世帯 下段：%)

	持ち家	公営等の 借家	民営の 借家	給与住宅	間借り	住宅以外 に住む 一般世帯	総数
平成2年	4,209 96.8	44 1.0	70 1.6	15 0.3	4 0.1	6 0.1	4,348 100.0
平成7年	4,939 97.0	41 0.8	88 1.7	14 0.3	7 0.1	5 0.1	5,094 100.0
平成12年	5,455 96.4	65 1.1	112 2.0	15 0.3	4 0.1	10 0.2	5,661 100.0
平成17年	5,832 95.6	74 1.2	150 2.5	15 0.2	14 0.2	18 0.3	6,103 100.0
平成22年	6,207 94.9	85 1.3	215 3.3	12 0.2	11 0.2	9 0.1	6,539 100.0
平成27年	6,886 93.6	104 1.4	327 4.4	19 0.3	8 0.1	10 0.1	7,354 100.0
令和2年							
静岡県 令和2年							

資料：国勢調査

※静岡県は住居の種類「不詳」があるため、合計と一致しない

(7) 高齢者の就業状況

高齢者の就業状況をみると、菊川市の高齢者の就業率は4,197人（32.6%）となっており、静岡県の26.6%よりも高くなっています。

表：高齢者の労働人口の状況

(上段：世帯 下段：%)

	総数	労働人口			非労働力 人口	労働力 状態 「不詳」
			就業者	完全失 業者		
65歳以上	12,864 100.0%	4,303 33.4%	4,197 32.6%	106 0.8%	8,259 64.2%	302 2.3%
男性	5,923 100.0%	2,468 41.7%	2,387 40.3%	81 1.4%	3,308 55.9%	147 2.5%
女性	6,941 100.0%	1,835 26.4%	1,810 26.1%	25 0.4%	4,951 71.3%	155 2.2%
静岡県	1,084,282 100.0%	298,270 27.5%	288,835 26.6%	9,435 0.9%	751,118 69.3%	34,894 3.2%

資料：令和2年国勢調査



(8)死亡した場所の状況

死亡した場所の状況を見ると、令和2年は病院で亡くなった人が271人（6.1%）と最も多く、次に自宅で亡くなった人が102人（21.1%）、老人ホームで亡くなった人が70人（14.5%）となっています。

病院で亡くなる人は減少傾向となっている一方で、自宅で亡くなる人が増加傾向となっています。

表：死亡した場所の状況

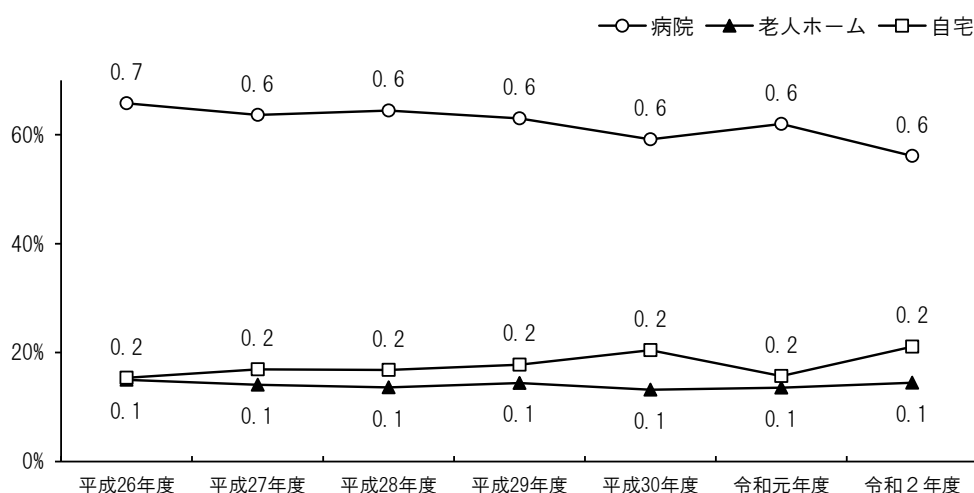
(人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
病院	325	312	303	315	278	284	271
診療所	0	1	1	0	3	2	-
介護医療院・老人保健施設	11	16	15	18	26	30	34
老人ホーム	74	69	64	72	62	62	70
自宅	76	83	79	89	96	72	102
その他	8	9	8	6	5	8	6
総数	494	490	470	500	470	458	483

資料：静岡県人口動態統計

※「老人ホーム」とは養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームをいう。「自宅」にはグループホーム、サービス付高齢者向け住宅を含む。平成30年分から「老人保健施設」を、「介護医療院・介護老人保健施設」に分類名称変更。

図：死亡した場所（病院・老人ホーム・自宅）の状況



2 アンケートの調査結果

令和元年度 菊川市 高齢者の暮らしと介護についてのアンケート調査
(介護予防・日常生活圏域二エズ調査／在宅介護実態調査)

◆調査の方法

	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査
調査対象	65歳以上の高齢者 (一般高齢者、総合事業対象者、 要支援認定者)	要介護認定(1～5)を 受けている人
	※平成25年度調査 一般高齢者 ※平成28年度調査 一般高齢者・要支援認定者 ※令和元年度調査 一般高齢者・総合事業対象者・要支援認定者 ※令和4年度調査 一般高齢者・総合事業対象者・要支援認定者	※平成25年度調査 在宅要支援・要介護認定者 ※平成28年度調査 在宅要介護認定者 ※令和元年度調査 在宅要介護認定者 ※令和4年度調査 在宅要介護認定者
標本数	1,100人	400人
抽出方法	無作為抽出	
調査方法	郵送配布・郵送回収	
調査期間	令和5年1月17日 ～ 1月31日	

◆回収状況

	介護予防・日常生活圏域二一ズ調査	在宅介護実態調査
発送数	1,100	400
有効回収数	709	188
有効回収率	64.5%	47.0%

健康についてどのようなことが知りたいですか。(複数回答)

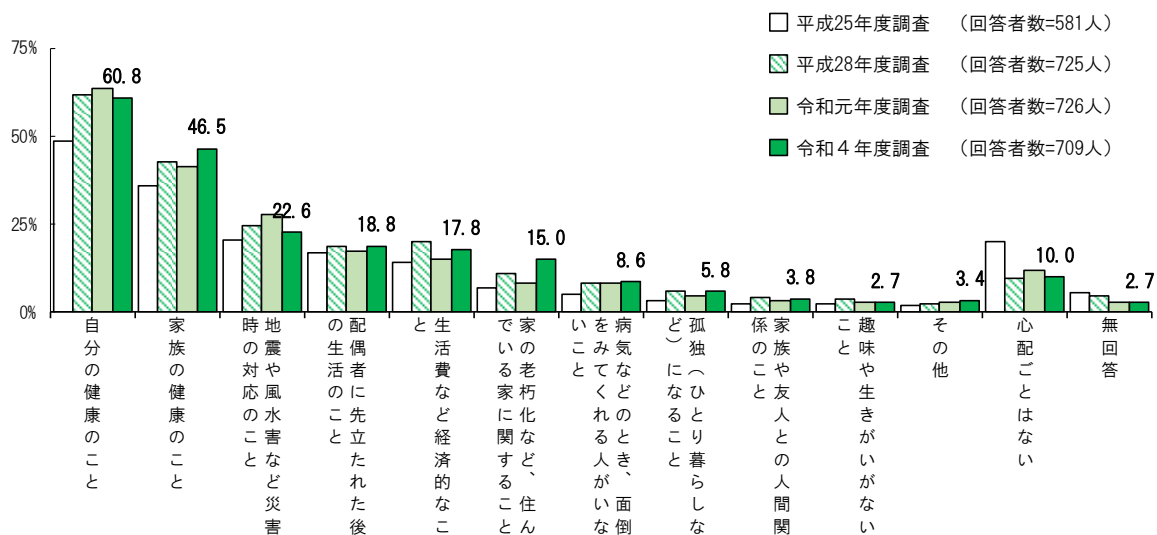
□ 平成25年度調査（回答者数=581人）
 ▨ 平成28年度調査（回答者数=725人）
 ■ 令和元年度調査（回答者数=726人）
 ■ 令和4年度調査（回答者数=709人）

項目	平成25年度調査 (%)	平成28年度調査 (%)	令和元年度調査 (%)	令和4年度調査 (%)
認知症の予防について			50.2	
がんや生活習慣病への高血圧などの工法について		35.7		
望ましい食生活について		33.9		
寝たきりや介護の予防にたいきりや介護の予防		29.9		
運動の方法について		19.3		
健康診断や受け方など各種検診について		10.0		
うつ病の予防について		7.9		
歯の健康について		7.1		
その他		4.5		
無回答		8.9		

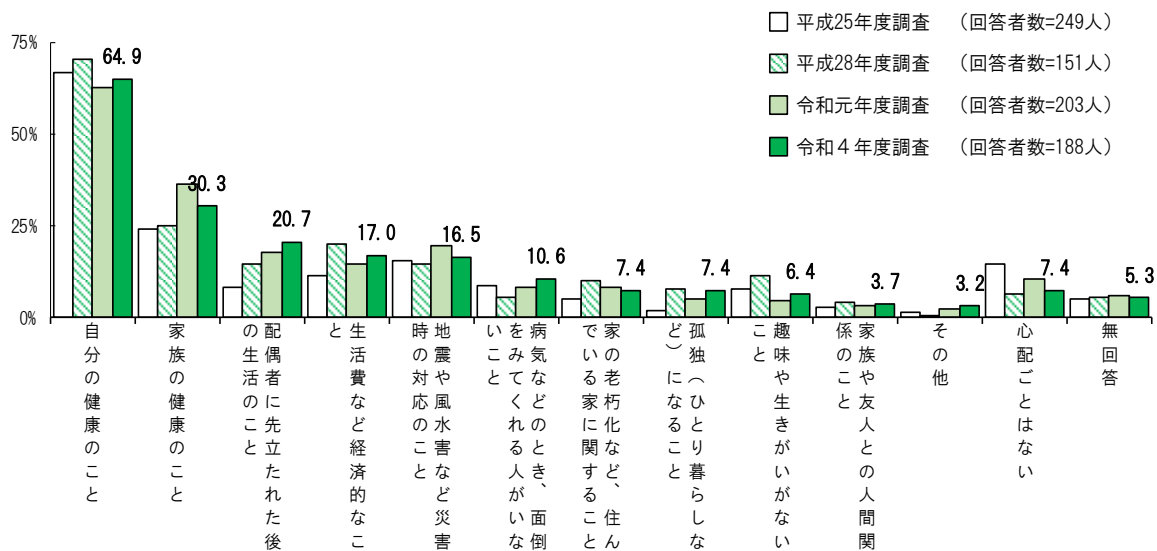
(2) 心配ごとや悩みごと

心配ごとや悩みごとがありますか。(複数回答)

＜日常生活圏域ニーズ調査＞



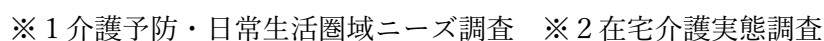
<在宅介護実態調査>



心配ごとや悩みごとは、令和４年度調査では「自分の健康のこと」が日常生活圏域ニーズ調査において60.8%、在宅介護実態調査において64.9%と最も多くなっています。

あなたは、現在どの程度幸せですか。

 平成28年度調査 (回答者数=725人)
 令和元年度調査 (回答者数=726人)
 令和4年度調査 (回答者数=709人) ※1
 令和4年度調査 (回答者数=188人) ※2



現在の幸せ度は、令和4年度調査（在宅介護実態調査）では「5点」23.9%が最も多く、平均は、6.64点となっています。

超高齢社会を迎え、介護保険サービスを充実させるために、費用負担が増えることについてどう思いますか。

介護保険サービスの利用や申請手続きに関して、今後どのようなことを改善して欲しいと思いますか。(複数回答)

平成25年度調査 (回答者数=249人)
 平成28年度調査 (回答者数=151人)
 令和元年度調査 (回答者数=203人)
 令和4年度調査 (回答者数=188人)

Category	平成25年度調査 (回答者数=249人)	平成28年度調査 (回答者数=151人)	令和元年度調査 (回答者数=203人)	令和4年度調査 (回答者数=188人)
要介護認定の申請手続きをわかりやすく	24.9	30.4	31.1	37.2
制度や事業者について情報提供の充実	16.1	24.5	17.2	25.0
サービスの利用の契約手続きをわかりやすく	15.3	15.2	17.7	22.9
要介護認定の内容や方法の訪問調査	16.1	16.6	17.2	22.3
サービスの提供事業者の質の向上	8.0	12.6	14.8	17.0
事業者の数を増やす	8.0	12.6	14.8	10.6
利用できるサービスの種類を増やす	8.0	17.2	19.7	10.1
サービスの利用限度額を増やす	8.0	12.6	14.8	10.1
相談や苦情の窓口の充実	8.0	8.0	10.1	10.1
ケアマネジャーの質の向上	8.0	8.0	8.0	9.6
その他	0.4	0.0	4.9	0.5
特にない	16.1	15.2	13.3	13.3
無回答	14.1	10.6	8.9	6.9

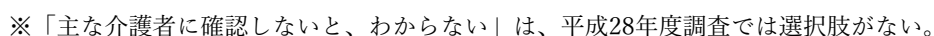
※主な介護者のみ

現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護等は何ですか。

現状で行っているか否かは問いません。(複数回答)

平成28年度調査（回答者数=103人）
 令和元年度調査（回答者数=167人）
 令和4年度調査（回答者数=151人）

調査項目	平成28年度調査 (%)	令和元年度調査 (%)	令和4年度調査 (%)
認知症状への対応	35.0	37.0	42.4
入浴・洗身	10.0	18.0	24.5
等外出の付き添い、送迎	18.0	17.0	19.9
日中の排泄	33.0	25.0	15.9
食事の準備（調理等）	14.0	11.0	12.6
屋内の移乗・移動	10.0	8.0	11.3
要な諸手続き	13.0	12.0	10.6
金銭管理や生活面に必要	12.0	14.0	6.0
食事の介助（食べる時）	10.0	8.0	5.3
衣服の着脱	14.0	8.0	5.3
服薬	10.0	8.0	5.3
洗濯、買い物等	8.0	8.0	5.3
その他の家事（掃除、	8.0	8.0	5.3



19

※主な介護者のみ

あなたは介護に困ったときだれに相談していますか。(複数回答)

介護に困ったときの相談先は、令和元年度調査では「ケアマネジャー(介護支援専門員)」72.8%と「家族(夫または妻(内縁を含む)、子ども等)」が72.8%最も多く、以下「親類」23.8%などとなっています。

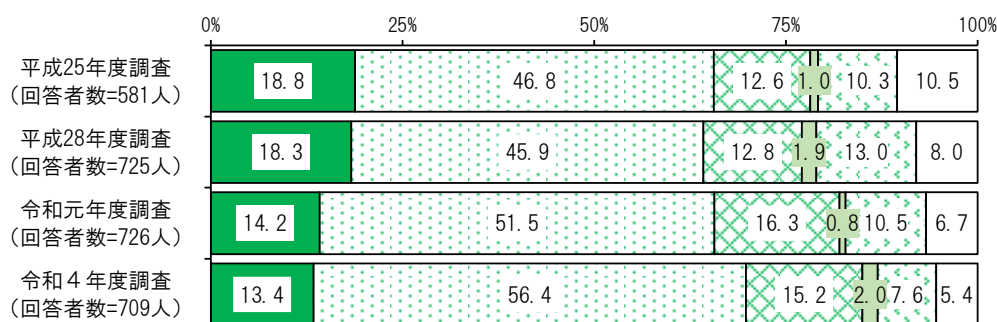
あなたに介護が必要となった場合、どこで介護を受けたいと思いますか。

(9)どのように介護したいか

あなたの家族に介護が必要となった場合、どのように介護したいと思いますか。

<日常生活圏ニーズ調査>

- ☐ なるべく家族のみで、自宅で介護したい
- ☐ 介護保険制度のサービスや福祉サービスを使いながら、自宅で介護したい
- ☐ 老人ホームなどの介護施設に入所させたい
- ☐ その他
- ☐ わからない
- ☐ 無回答



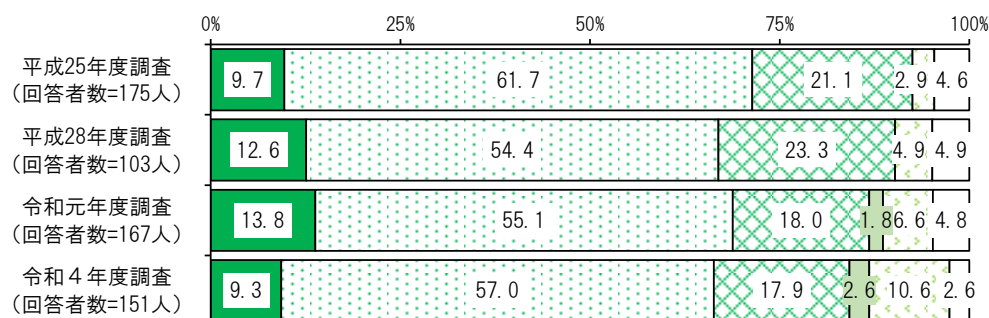
どのように介護したいかは、令和4年度調査では「介護保険制度のサービスや福祉サービスを使いながら、自宅で介護したい」56.4%が最も多く、以下「老人ホームなどの介護施設に入所させたい」15.2%、「なるべく家族のみで、自宅で介護したい」13.4%となっています。

※主な介護者のみ

あなたは今後、どのように介護したいと思いますか。

<在宅介護実態調査>

- ☐ なるべく家族のみで、自宅で介護したい
- ☐ 介護保険制度のサービスや福祉サービスを使いながら自宅で介護したい
- ☐ 老人ホームなどの施設に入所させたい
- ☐ その他
- ☐ わからない
- ☐ 無回答



今後、どのように介護したいかは、令和4年度調査では「介護保険制度のサービスや福祉サービスを使いながら自宅で介護したい」57.0%が最も多く、以下「老人ホームなどの施設に入所させたい」17.9%、「なるべく家族のみで、自宅で介護したい」9.3%となっています。

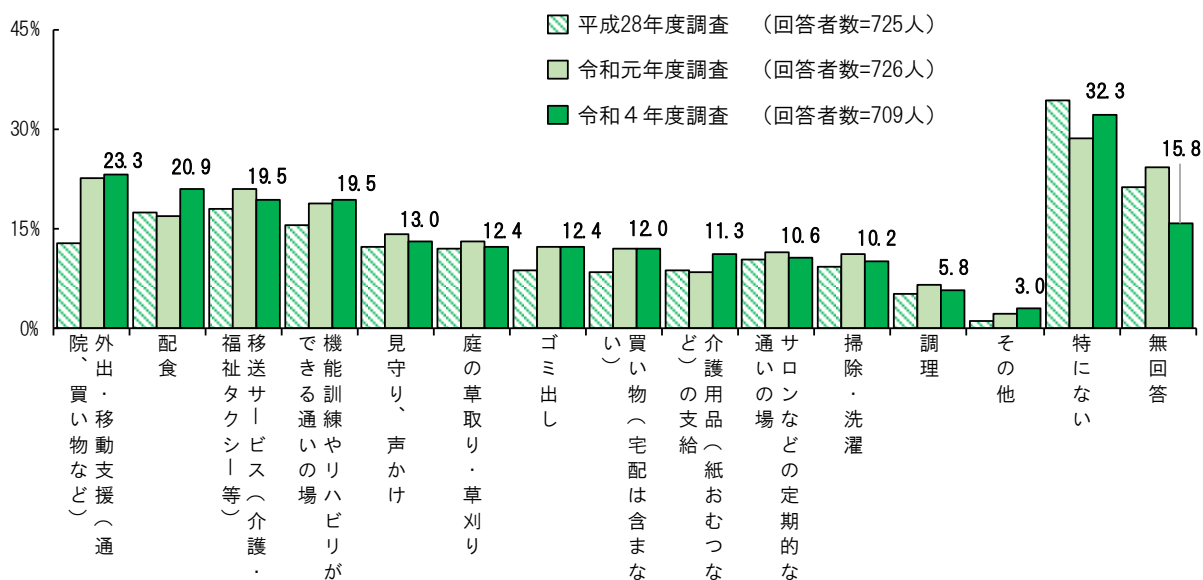


(10)在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス

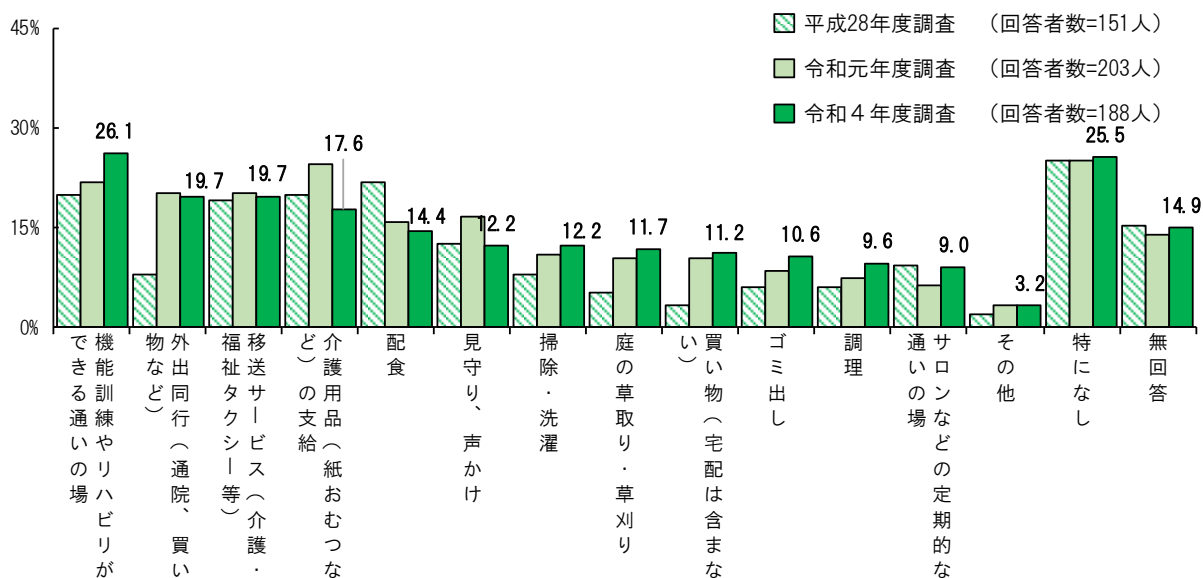
今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスはありますか。現在利用していて、さらなる充実が必要と感じる支援・サービスも含んでご回答ください。(複数回答)

※介護保険サービス、介護保険以外の支援・サービスともに含みます。

<日常生活圏域ニーズ調査>



<在宅介護実態調査>



在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスは、令和4年度調査では、日常生活圏域ニーズ調査において「外出・移動支援(通院、買い物など)」23.3%が最も多く、以下「配食」20.9%、「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」や「機能訓練やリハビリができる通いの場」19.5%となっています。

在宅介護実態調査においては、「機能訓練やリハビリができる通いの場」26.1%が最も多く、以下、「外出同行(通院、買い物など)」や「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」で19.7%となっています。



第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画は、「第8期介護保険事業計画・第9次高齢者保健福祉計画」の後継の計画として位置づけられるものであり、長期的な目標像である基本理念は、これを引き継ぐ必要があるものです。

前期計画では、基本理念を第2次菊川市総合計画の基本目標である「健康で元気に暮らせるまち～きらきら生きる～」と定めていました。本計画においても、この基本理念を継承し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、生きがいを感じながら安心していきいきと暮らしていけるよう、健康づくりや介護予防への参加を促し、福祉・保健・医療・地域など関係機関の連携による、切れ目のない医療や介護を受けられる環境を整えるとともに、障がいなどの有無によって分け隔てられることなく、尊重し合いながら共生するまちの実現と、また、子どもから高齢者まで市民だれもが健康で活動的に暮らせるよう、健康寿命の延伸などの健康増進や医療の充実、生涯学習活動との連携により、市民自らが積極的に健康づくりや生きがいづくりに取り組むまちを目指します。

今後、少子高齢化が進んでいく中で、誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活を継続していくためには、地域の支え合いの仕組みである「地域包括ケアシステム」を、本市の地域特性に合わせてより深化・推進していくことが必要となります。

なお、第3次菊川市総合計画が令和8年度を始期として策定されます。このため、必要に応じて、計画期間中においても本計画の見直しを行うこと検討します。

SDGsの取り組みについて

持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28年から令和12年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないこと（leave no one behind）を誓っており、我が国においても国・自治体・団体・企業などが、様々なパートナーシップのもと、その実現に向けて動き始めています。

本計画においてもSDGsの考え方を取り入れ、高齢者が健康で元気に暮らせるまちに向かって取り組みます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2 基本目標

本計画では、次の3つの目標と目標を達成するための15の取組み(施策)を定めます。

目標 1 安心して暮らすことができる基盤の整備

（地域包括ケアシステムの深化・推進）

2040年に向けて生産年齢人口が急減し、85歳以上人口が急速に増加していくことが見込まれる中で、高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるようにするため、身近な地域の中で医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組みである地域包括ケアシステムと、本人や介護する家族のニーズに応じた事業の充実が必要とされています。

そのために、地域住民や地域の支援者、福祉に関わる事業者、医療機関、行政が連携し、総合的に高齢者の暮らしを支えることができるよう、引き続き地域のネットワークづくりを推進するとともに、地域包括ケアシステムの深化・推進を目指します。

また、高齢者のニーズに応じて、医療・介護・生活支援などの必要なサービスを包括的かつ継続的に提供できるよう、地域包括ケアシステムの中核機関としての地域包括支援センターの一層の機能強化を図っていきます。

国の基本指針に沿って重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進、在宅・施設を通じた介護サービスの基盤整備、住まいと生活の一体的支援、医療と介護の連携強化、自立支援・重度化防止の取組の推進、認知症施策や家族を含めた相談支援体制の整備などを進めていきます。

取組み(施策)

- 1 地域包括支援センターの充実
- 2 在宅医療・介護連携の推進
- 3 認知症施策の推進
- 4 生活支援サービスの基盤整備の推進
- 5 家族介護支援
- 6 見守り・権利擁護
- 7 高齢者の居住安定に係る施策との連携
- 8 災害対策・感染症対策

介護予防と保健事業の取り組みを強化し、より一層の予防につなげるため、通いの場への専門職派遣事業の継続や健康教育や相談の導入などの検討も行っていきます。

- 

目標3 高齢者を支えるサービスの充実

(介護サービス基盤の計画的な整備)

第1次ベビーブームとされる戦後の昭和22年から24年に生まれた団塊の世代が全て75歳以上となる令和7年(2025年)を間近に控え、介護保険サービスを必要とする高齢者が今後も増加すると見込まれ、高齢者のライフスタイルやニーズも多様化し、高齢者一人ひとりとその家族の生活の実態に適したサービスの提供が求められています。

介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、高齢者の生活を支援する各種サービスの質と量の充実を図っていきます。

自立支援・重度化防止の推進のため、現在実施している介護予防・生活支援サービスの内容を見直し、各市区町村が独自に整備することができる介護保険サービスである地域密着型サービスを地域包括ケアの推進のため導入について検討していきます。

また、介護保険事業の適正な運用と持続可能な運営を実現するため介護サービス事業者へ公正かつ適切な指導監督を行うとともに、介護の必要度を適切に認定し、必要で過不足のないサービスを事業者が提供することや、利用者が望むサービスを選択できるよう関係機関と連携し、ニーズに即したサービスの提供に努めます。

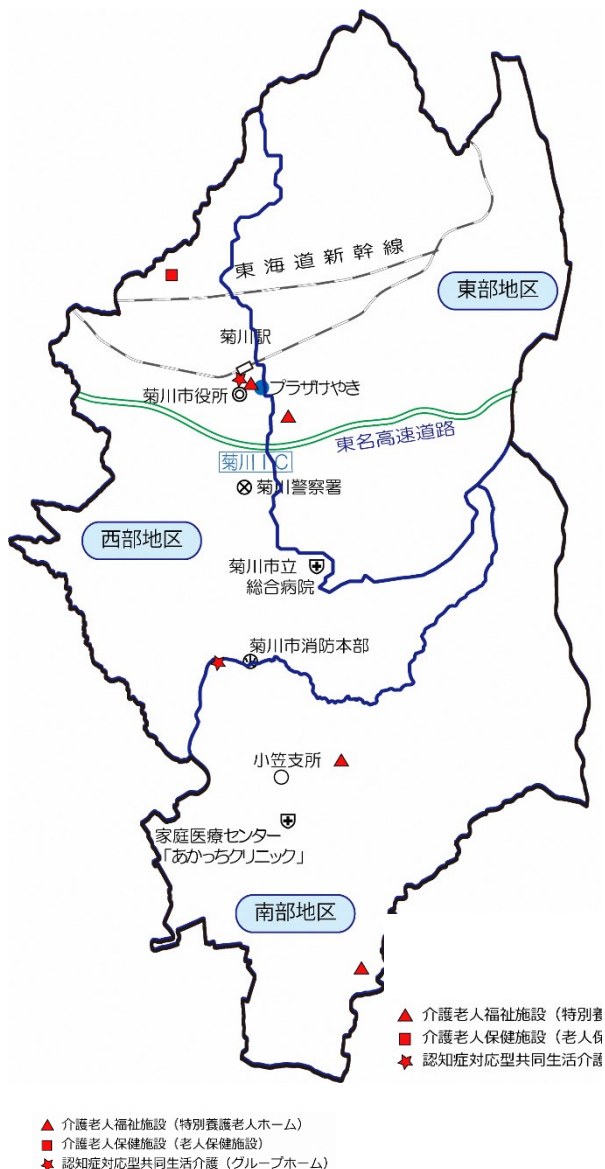
取組み(施策)

- 1 介護予防・生活支援サービス事業の充実
- 2 介護保険サービスの充実
- 3 介護給付費等費用適正化事業
- 4 介護サービス事業者の管理・監督

..... 3 日常生活圏域の考え方

市が設定する日常生活圏域は、東部地区、西部地区、南部地区の3圏域です。

この日常生活圏域は、概ね中学校区単位となるように設定しています。人口、高齢者数、圏域面積などもほぼ同規模となっています。



表：圏域の状況

圏域名称	総人口(人)	高齢者数(人)	高齢化率(%)
東部地区	9月末時点で作成予定		
西部地区			
南部地区			

東部地区

(菊川東中学校区・牧之原中学校区)

北側は森林地帯、東側の丘陵地帯は、全国に誇る一大茶園地帯の牧之原台地です。地区の中央部を東名高速道路とＪＲ東海道線、ＪＲ東海道新幹線が横断し、１級河川菊川が地区を縦断しています。菊川右岸側に商業地と住宅地、左岸側に市営・県営住宅や住宅地、介護老人福祉施設があります。市街地の東側に工業団地が隣接しています。

西部地区(菊川西中学校区)

東名高速菊川ＩＣ周辺部は、住宅地と商業地が混在した市街地が形成され、ＪＲ東海道線菊川駅から南に広がる市街地と一体的に都市基盤が整備されています。また、駅北側は商業集積などの開発が進められています。市役所や菊川市立総合病院をはじめ介護老人福祉施設、介護老人保健施設も立地しています。

南部の平野部には水田、北西部の丘陵地には茶園が広がっています。

南部地区(岳洋中学校区)

北側は丘陵地、南側は田園地帯となっており、中央公民館、小笠支所、家庭医療センターや介護老人福祉施設があります。

掛川浜岡線沿線に市街地があり、掛川浜岡線バイパスの整備が進められています。

資料：住民基本台帳（令和●年●月●日現在）

..... 4 計画に基づく事業の体系

	基本目標	施策	重点	事業
目標 1	安心して暮らすことができる基盤の整備	1 地域包括支援センターの充実		①地域包括支援センターの運営・基盤整備
			◎	②総合相談支援事業
				③包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
				④介護予防ケアマネジメント事業
		2 在宅医療・介護連携の推進	◎	①(ア)地域の医療・介護の資源の把握
			◎	②(イ)在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
			◎	③(ウ)在宅医療・介護連携に関する相談支援
				④(エ)医療・介護関係者の研修
			◎	⑤(オ)地域住民への普及啓発
				⑥(イ)医療・介護関係者の情報共有の支援
		3 認知症施策の推進		①認知症サポーター養成
				②認知症ケアパスの普及
				③認知症初期集中支援チーム
				④認知症地域支援推進員
				⑤認知症高齢者搜索支援事業
			◎	⑥チームオレンジ体制整備
		4 生活支援サービスの基盤整備の推進		①生活支援体制整備事業
				②配食サービス事業
			◎	③移送サービス事業
				④生活管理指導短期宿泊事業
		5 家族介護支援		①家族介護教室・家族介護者支援事業
				②在宅ねたきり老人等介護者手当支給事業
				③在宅介護高齢者紙おむつ給付事業
				④障害者控除対象者認定
		6 見守り・権利擁護		①高齢者見守りネットワーク
				②緊急通報システム整備事業
				③権利擁護相談事業
	④権利擁護啓発事業			
	⑤成年後見制度利用促進事業			
	⑥成年後見制度利用支援事業			
	⑦高齢者虐待防止事業			
	⑧老人保護措置事業			
7 高齢者の居住安定に係る施策との連携		・ 高齢者の居住安定に係る施策との連携		
8 災害対策・感染症対策		・ 災害対策・感染症対策		

	基本目標	施策	重点	事業
目標 2	生きがいづくりと介護予防の促進	1 生きがいづくりと社会参加の促進		①老人クラブ活動の支援
				②敬老事業
				③スポーツ・レクリエーションの振興
				④生涯学習活動の推進
				⑤就業等の支援
				⑥ボランティア活動などへの支援
		2 ことごとからだの健康づくり		①特定健康診査・特定保健指導
				②がん検診
				③歯科検診・歯科保健指導
			◎	④健康教育
			◎	⑤健康相談
				⑥訪問指導
				⑦高齢者予防接種
				⑧健康マイレージ事業
		3 一般介護予防の充実		①介護予防把握事業
				②介護予防普及啓発事業
				③地域介護予防活動支援事業
			◎	④地域リハビリテーション活動支援事業
				⑤一般介護予防事業評価事業
			◎	⑥保健事業と介護予防事業の一体的実施
目標 3	高齢者を支えるサービスの充実	1 介護予防・生活支援サービス事業の充実		①訪問介護相当サービス
				②訪問型軽度生活援助サービス（訪問型サービス A）
				③訪問型元気はつらつ教室（訪問型サービス C）
				④移動支援（訪問型サービス D）
				⑤通所介護相当サービス
				⑥通所型基準緩和サービス（通所型サービス A）
				⑦通所型元気はつらつ教室（通所型サービス C）
		2 介護保険サービス		(1) 居宅サービスの充実
				(2) 地域密着型サービスの充実
				(3) 施設サービスの充実
		3 介護サービス事業者の管理・監督		①介護サービス事業者の指導
				②介護サービス事業者との連携
				③介護分野における業務の効率化
		4 介護給付等費用適正化事業	◎	①要介護認定の適正化
				②ケアプランの点検
				住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査
				③医療情報との突合、縦覧点検
				④給付実績の活用
—	計画の推進に向けて			人材の確保と資質の向上

★	ワーキンググループ検討	新規検討事業	◎	『誰でもいきいき自分らしく住みなれたまち』
			◎	菊川コンシェルジュ
			◎	自分の生活をし隊
			◎	住んでて良かった！菊川市～住民生レポート～



..目標1：安心して暮らすことができる基盤の整備..

施策1：地域包括支援センターの充実

現状・課題

地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメントの業務を行っています。また、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業、地域ケア会議推進事業の実施にも関与、協力していくことが求められており、地域包括システムの中心的役割を担うことが期待されています。

菊川市地域包括支援センターは、けやき窓口とあかっち窓口の2か所を設けており、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーがその専門知識や技能を互いに活かしながらチームで活動し、相談対応や介護予防に関するマネジメント、地域住民や関係機関とのネットワーク作りなど、高齢者への総合的な支援を行っています。しかし、近年は、認知症高齢者やその家族を含めた支援、障がいや経済困難など複合的な課題を抱えるケースが増えています。そのため、既存資源の効果的活用や関係機関との連携をより一層図る等の工夫をしながら業務を行う必要があります。

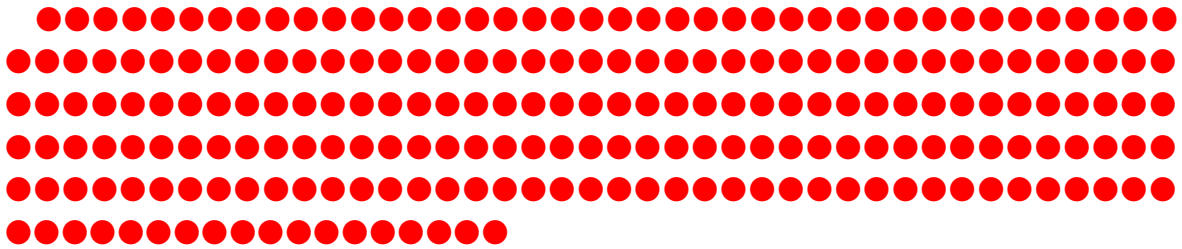
運営にあたっては、地域包括支援センター運営協議会を設置し、地域包括支援センターの設置、業務に係る方針、運営、センター職員の確保に関することなどについて、適切、公正かつ中立的な運営を確保しているかどうかの評価や検討を行い、地域包括支援センターの運営が円滑に進むよう努めています。

今後の方針

居宅介護支援事業所や様々な関係機関とのネットワークを構築し、連携を図りながら、両窓口において適切な相談対応に努めます。

運営体制として、職員のケアマネジャーや主任ケアマネジャーの資格取得や、介護予防ケアマネジメント業務の増加に対応するためプランナーの確保など、増加する業務に対応するための人員配置に努めます。また、令和6年度からの制度改正に合わせ、居宅介護支援事業所への総合相談委託や介護予防支援指定についても検討していきます。

①地域包括支援センターの運営・基盤整備（地域支援事業）

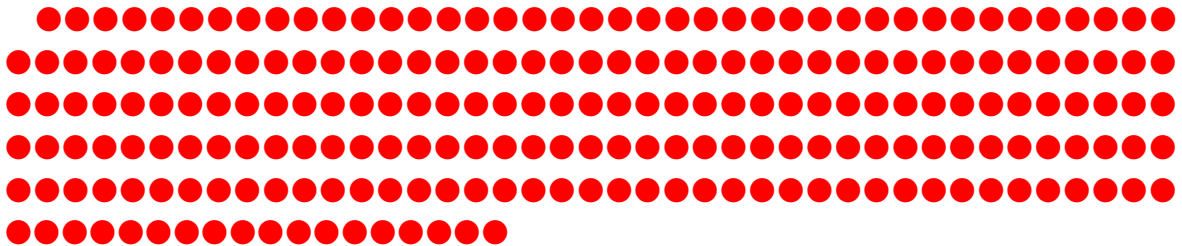


《 事業の方向 》

-
- The diagram consists of two rows of red circles. The top row contains 30 circles, and the bottom row contains 30 circles. The circles are arranged in a grid-like pattern, with some circles missing in the top row to represent a sequence.

※重点事業

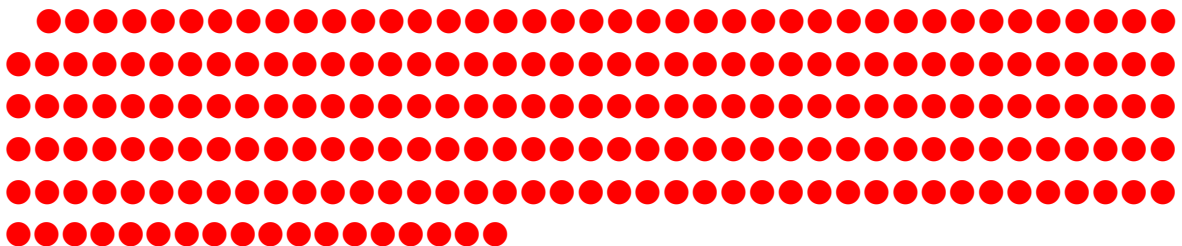
②総合相談支援事業（地域支援事業）



《 事業の方向 》

-
- The diagram consists of two horizontal rows of red circles. Each row contains 30 circles. To the left of each row is a solid red dot. The circles are arranged in three groups of ten per row.

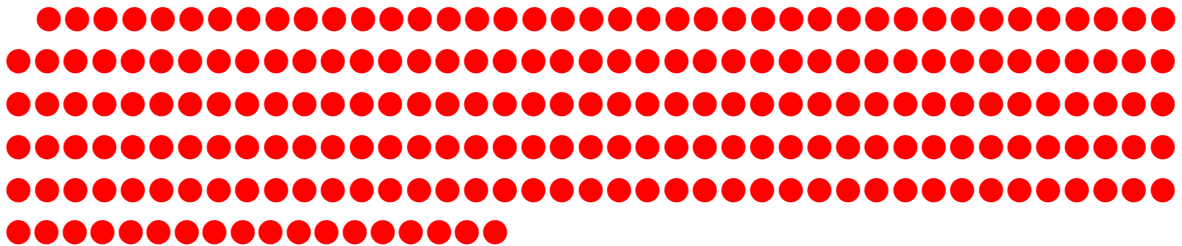
③包括的・継続的ケアマネジメント支援事業（地域支援事業）



《 事業の方向 》

-
- Diagram illustrating the structure of the data. It shows two rows of red circles, each representing a data point. The top row contains 25 circles, and the bottom row contains 25 circles. A red dot is placed at the beginning of each row.

④介護予防ケアマネジメント事業（地域支援事業）



《 事業の方向 》

-

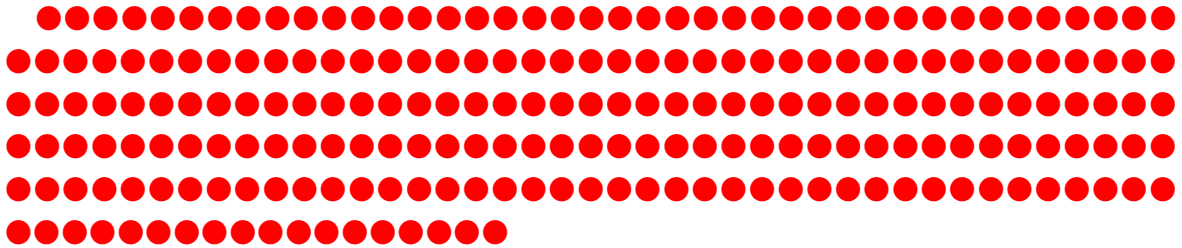
現状・課題

在宅医療・介護連携推進事業における「市の目指す姿」に基づき、市内の医療機関及び介護保険事業所などが連携し、切れ目のない在宅医療・在宅介護を提供する体制、本人の希望するケアが実現できる体制を整えることで、安心して住み慣れた地域で暮らし続けることができると考えます。今後も、医療と介護の専門職の理解を深めるとともに、市民への周知を充実させていく必要があります。

今後の方針

当市のＡＣＰツールである菊川市版人生会議ノート「私のこれからノート」の周知・普及を推進します。

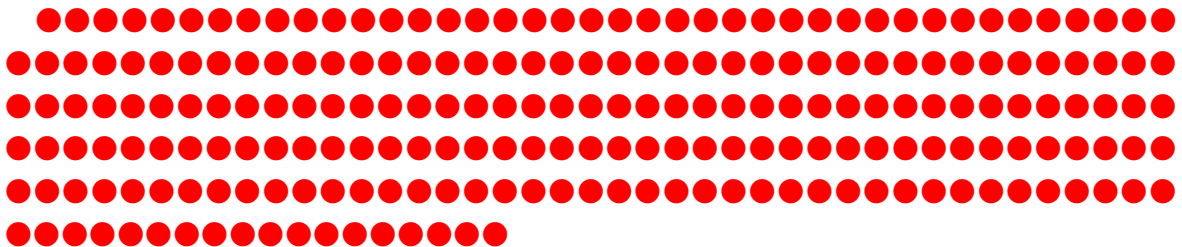
①(ア)地域の医療・介護の資源の把握（地域支援事業）



《 事業の方向 》

-
- The diagram consists of two identical groups of red circles. Each group is arranged in three horizontal rows. The top row of each group contains 20 circles, the middle row contains 20 circles, and the bottom row contains 20 circles. A small red dot is positioned to the left of the first circle in the top row of each group.

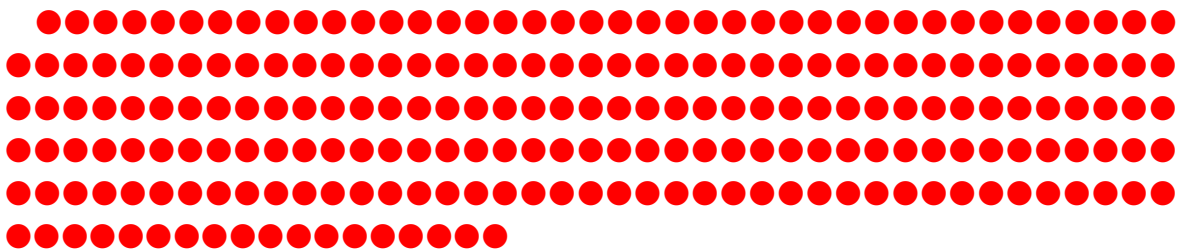
②(イ)在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討（地域支援事業）



《 事業の方向 》

-

⑤(※)地域住民への普及啓発（地域支援事業）



《 事業の方向 》

-



⑥(Ⅰ)医療・介護関係者の情報共有の支援（地域支援事業）



施策3：認知症施策の推進

現状・課題

認知症の人の意思が尊重され、認知症になっても尊厳と希望を持って暮らすことができる、また、認知症の人にやさしい社会を実現するためには、認知症に対する理解、予防、早期発見・早期対応の仕組みづくり、介護サービスの提供や地域資源の活用、権利擁護など、多方面からの支援が必要です。

また、認知症施策は、認知症地域支援推進員、認知症サポート医、認知症初期集中支援チームといった専門職が担う役割と、キャラバン・メイトや認知症サポーター、わんわんパトロール隊、介護予防リーダーなど、市民が担う役割の両方が必要であり、認知症の本人とその家族を多様な主体が連携しながら地域全体で支えていくことが求められています。

『令和4年度菊川市高齢者の暮らしと介護についてのアンケート調査報告書』では、認知症に対するイメージについて、「今まで暮らしてきた地域では、生活することが難しくなる」、「認知症になると何もできなくなってしまう」、「わからない」と回答した割合が52.9%に対し、自身が認知症になったとしたら、どのように暮らしたいかについては、「今まで暮らしてきた地域で暮らしたい」と回答した割合が57.8%でした。

このことから、市民の認知症に関する正しい知識、認知症の人に関する正しい理解を深めることで、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策推進大綱に加え、令和5年6月に成立した、共生社会の実現を推進するための認知症基本法に沿った取り組みを推進していく必要があります。

今後の方針

認知症施策推進大綱の具体的な施策の柱に沿った取り組みを実施します。

(1) 普及啓発・本人発信支援

企業や職域、学校等での認知症サポーター養成講座や世界アルツハイマー月間にイベントを企画するなど、認知症に対する正しい知識と理解について、子どもから高齢者まで幅広い年代に対して普及啓発に努めます。また、認知症の人同士が語り合うための居場所や認知症当事者やその家族の視点や声を把握する機会として本人ミーティング等の開催に努めます。

(2) 予防

認知症予防講座、誰もが気軽に通える「通いの場・居場所」の開設、認知症予防に関するリーダーの養成などについて、介護予防・日常生活支援総合事業と連動しながら実施していきます。

(3) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームによる支援、事業所の認知症対応力の向上、相談会、介護者のつどいなどを行います。

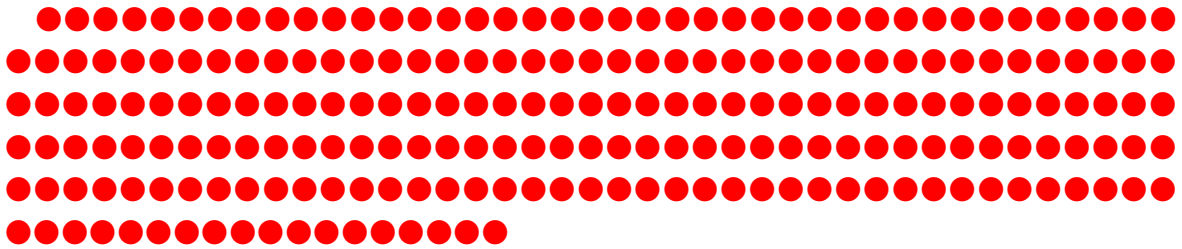
(4) 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

認知症の本人やその家族の意見に基づいた具体的な支援につなげる仕組みであるチームオレンジの運営や、都道府県や庁内関係課及び社会福祉法人などとの連携・調整に努めます。

今後、令和5年6月に成立した共生社会の実現を推進するための認知症基本法により、国が策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえて施策を推進していきます。



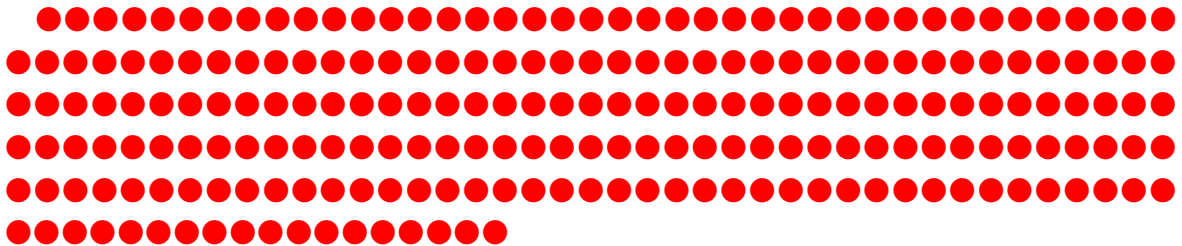
①認知症サポーター養成（地域支援事業）



《 事業の方向 》

-
- The diagram consists of two rows of red circles. The top row contains 30 circles, and the bottom row contains 30 circles. The circles are arranged in a grid-like pattern, with some circles missing in the top row to represent a sequence.

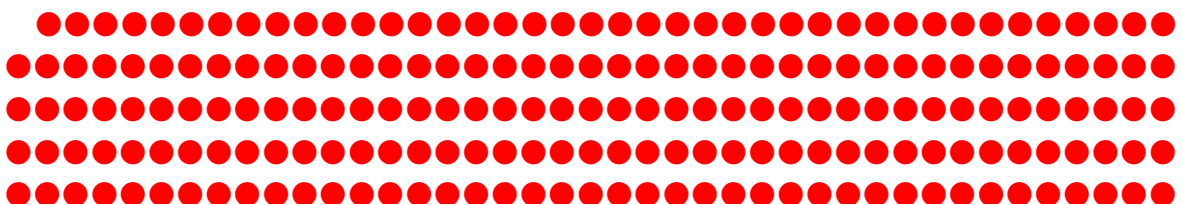
②認知症ケアパスの普及（地域支援事業）



《 事業の方向 》

- [illegible]

③認知症初期集中支援チーム（地域支援事業）





④認知症地域支援推進員（地域支援事業）



⑤認知症高齢者搜索支援事業（地域支援事業）



施策4：生活支援サービスの基盤整備の推進

現状・課題

高齢者人口の急激な増加や生活スタイルの多様化とともに、近年、ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯が増加傾向にあり、社会から孤立した高齢者への支援体制の充実が大きな課題となっています。

支援を必要とする高齢者が、住み慣れた地域や家庭で暮らし続けるためには、多様な支援ニーズに対して、その実情に合ったサービスを提供していくことが大事であるとともに、介護保険サービス以外の生活支援サービス、地域住民が主体となる助け合いや見守り活動を拡充し、元気な高齢者にも担い手として活躍してもらうことが、大切であると言われています。

また、近年、高齢者の免許返納問題などで「高齢者の移動」が地域における大きな課題として挙げられており、買い物などの生活を支える活動をはじめ、市内で行われている様々な事業や活動、生きがいづくりや社会参加などに関係しており、地域包括ケアシステムを構築する重要な要因であることから、協議・検討を進めていく必要があります。

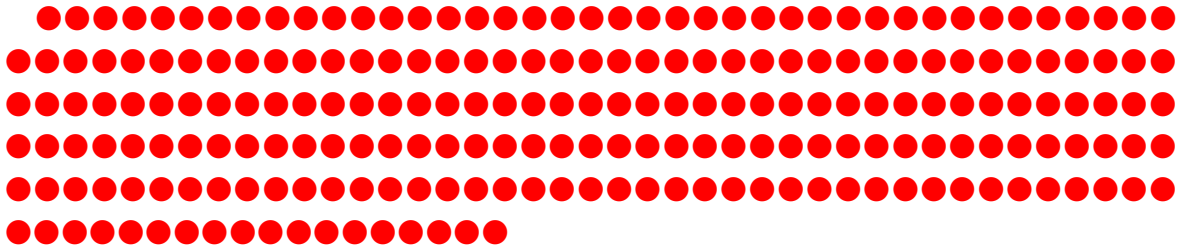
今後の方針

生活支援コーディネーターを中心に、地域の支え合い活動や多様な主体による生活支援サービスなどが創出されるよう、引き続き地域における情報の共有、ニーズ調査の実施、担い手の発掘・育成、ネットワークづくりなどを行っていきます。

また、社会福祉法人や民間企業と協力して実施している配食サービス事業を活用し、高齢者のみ世帯などの見守りを行い、日々の状況を定期的に把握する手段とします。

高齢者の移動は、生活を支える活動はもとより、生きがいづくりや社会参加への意欲に繋がります。既存の公共交通機関やコミュニティーバス、運転ボランティアなど、関係機関と協力しながら柔軟な対応ができる体制づくりを推進します。

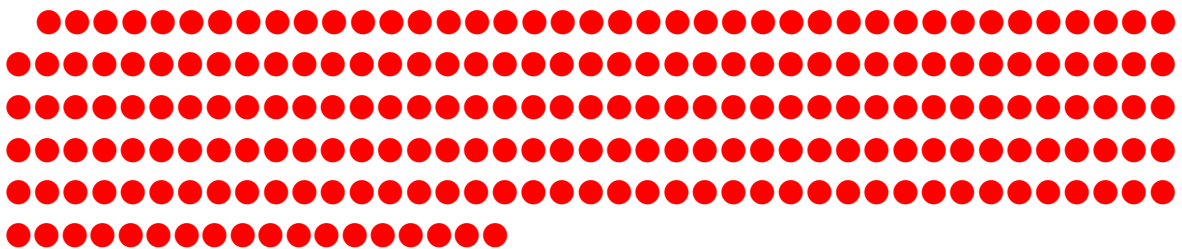
①生活支援体制整備事業（地域支援事業）



《 事業の方向 》

-

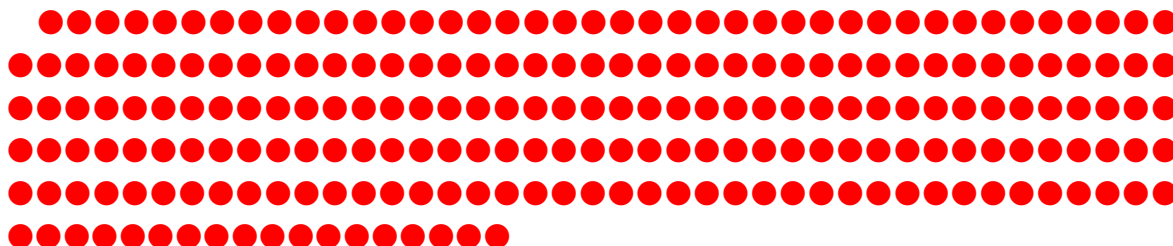
②配食サービス事業（地域支援事業）



《 事業の方向 》

-

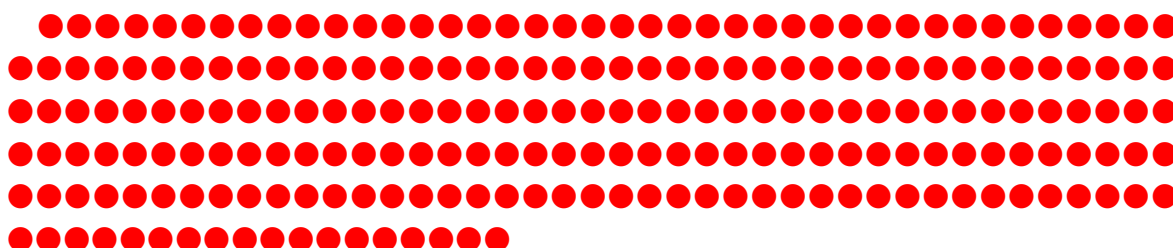
③移送サービス事業（一般財源）



《 事業の方向 》

-
- The diagram consists of two horizontal rows of red circles. Each row contains 30 circles in total. A vertical dashed line is positioned between the 10th and 11th circles in both rows, dividing each row into a group of 10 circles on the left and a group of 20 circles on the right.

④生活管理指導短期宿泊事業（地域支援事業）



《 事業の方向 》

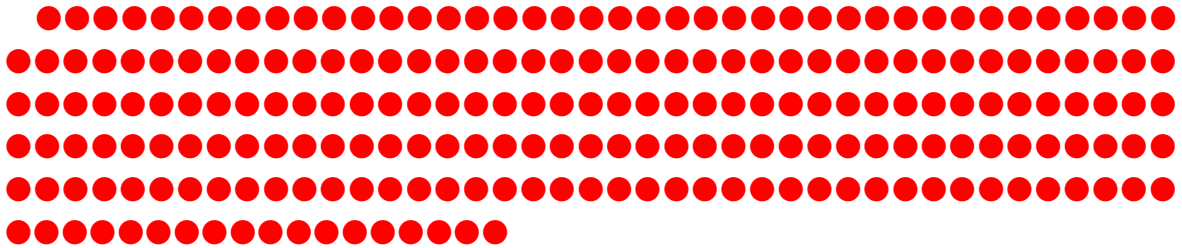
-

高齢者ができるだけ住み慣れた地域で暮らしていくためには、その高齢者を介護する介護者への負担を減らし、支援の充実を図ることが必要です。

家族介護教室などの開催により、介護負担の軽減のための相談や支援、介護者同士のつながりや情報交換の場を提供します。ヤングケアラー対策は、行政担当部署、学校、民生委員・児童委員等の関係機関と連携し、相談窓口の周知・広報、対象者の把握と相談対応に努めます。介護離職ゼロに向けて、働く介護者の相談機会の確保に努め、介護休暇などの制度の周知や要支援・要介護認定者などへの適切なサービスの提供を行います。また、介護者への経済的負担を軽減するための支援として、紙おむつの支給などの事業を実施します。

A large grid of red dots arranged in 6 rows and 30 columns, with the last row containing only 15 dots.

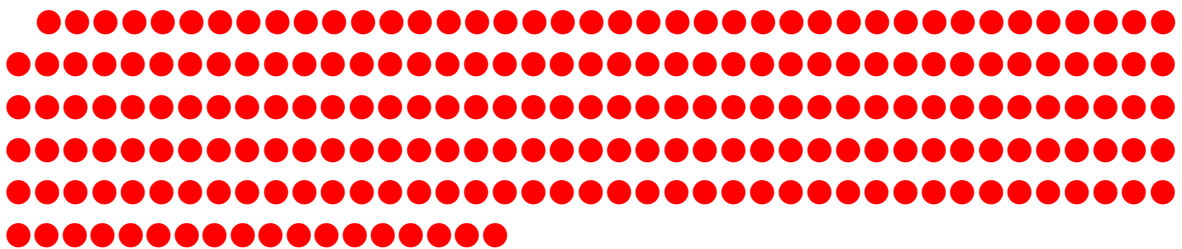
②在宅ねたきり老人等介護者手当支給事業（地域支援事業）



《 事業の方向 》

- [illegible]

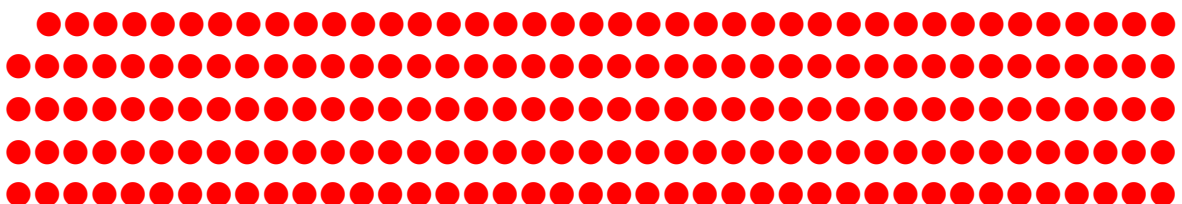
③在宅介護高齢者紙おむつ給付事業（地域支援事業）



《 事業の方向 》

-
- The diagram consists of two horizontal rows of red circles. The top row contains 30 circles, and the bottom row contains 30 circles. A solid red dot is positioned to the left of the first circle in each row. The circles are arranged in a grid-like pattern, with three circles per row and ten rows in total.

④障害者控除対象者認定（一般財源）





-

現状・課題

一人暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯の増加する中で、親族等の支援者が近くにいない場合、生活に困り感を感じていない、感じていても発信が難しいケースは相談に繋がりにくいという課題があります。発見・介入が遅れることで、問題が重大化することもあるため、困りごとの早期発見・早期対応が必要となります。

早期発見のための手段として、地域の金融機関や医療機関、スーパー、コンビニ、新聞店等に高齢者の見守りと相談窓口周知について協力を依頼し、市内300か所以上の機関、団体に高齢者見守り事業所への登録をいただき、高齢者見守りネットワーク体制を構築しています。

また、高齢者が認知症であった場合は、更に発見が難しくなり、問題が複雑化する傾向があります。金銭管理や契約等に関する課題、介護負担等による虐待の発生といった権利侵害が起きるリスクも高まることから、成年後見制度の利用や高齢者虐待の防止に関する取り組み等、権利擁護への対応も充実させていく必要があります。

今後の方針

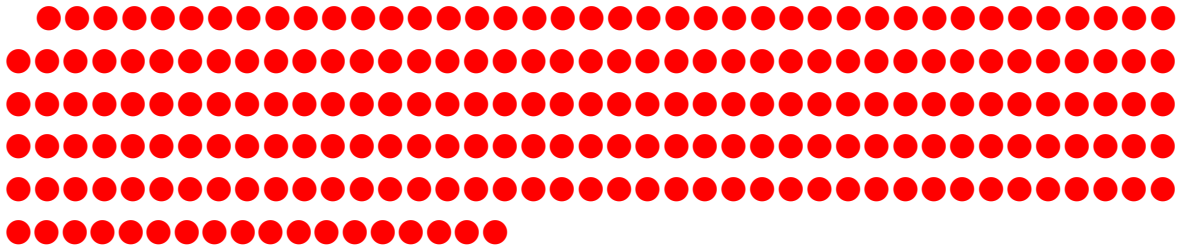
高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、見守りネットワーク体制を維持するとともに、高齢者の権利擁護に関する啓発や相談を実施していきます。

見守りについては、地域の機関、団体へ見守り事業所への協力を引き続き依頼するとともに、民生委員・児童委員との連携を図り、高齢者に関わる関係機関でネットワークを形成し、情報交換や意見交換の実施等、見守り体制を維持強化していきます。

成年後見制度については、福祉課や菊川市社会福祉協議会と連携し、掛川市・御前崎市・菊川市の3市による中核機関が設置され、制度の広報や啓発、相談体制等が整備されています。中核機関を中心に、制度周知や相談を継続して実施するとともに、行政、医療機関、専門職団体等の多職種間で連携を図り、必要な人が適切に制度を利用できるよう取り組んでいきます。

虐待対応については、本人や家族の健康状態、生活環境、経済状況等、個々の抱える様々な問題が重なって発生している事例が多いため、関係機関と連携し、虐待の早期解消が図られるよう取り組んでいきます。

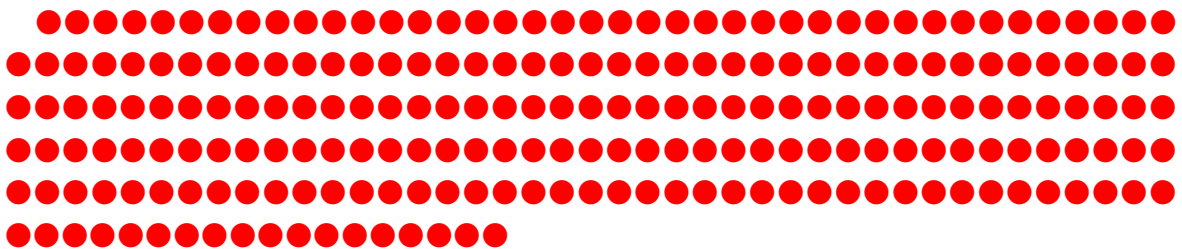
①高齢者見守りネットワーク（地域支援事業）



《 事業の方向 》

-

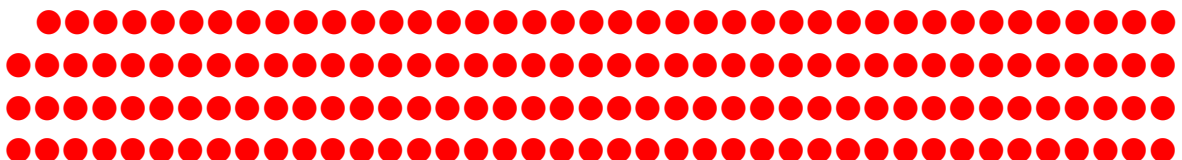
②緊急通報システム整備事業（一般財源）



《 事業の方向 》

- [illegible]

③権利擁護相談事業（地域支援事業）





- #### ④権利擁護啓発事業（地域支援事業）

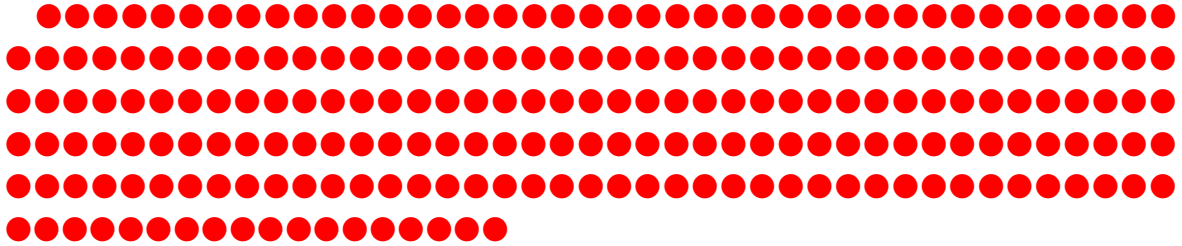


- ⑤成年後見制度利用促進事業（地域支援事業）

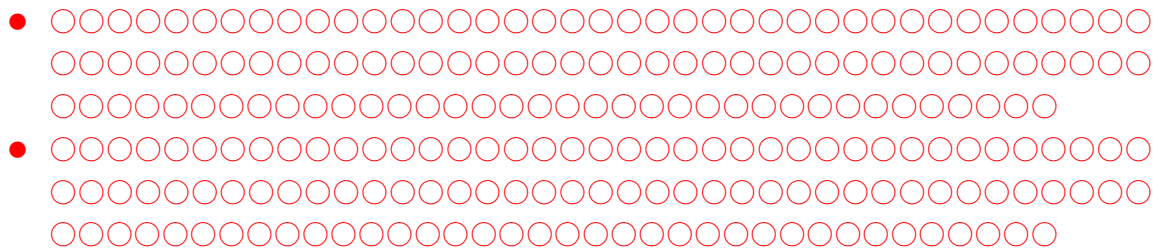


- 50

⑧老人保護措置事業（一般財源）



《 事業の方向 》



現状・課題

また、社会福祉協議会が令和３年度から「居住支援法人」として活動を始めたことから、住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援等について、相談・連携を図るとともに、社協が令和５年度に立ち上げた居住支援協議会に参加し、居住支援に係る関係者間での情報共有を行っています。

今後の方針

社会福祉協議会で実施している住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援を紹介し、定額所得の方、高齢の方等の支援につなげていきます。

高齢者の居住安定に係る施策との連携（一般財源）



現状・課題

なお、平時からICTを活用した会議の実施などによる業務のオンライン化を推進することは、災害・感染症対策としても重要となります。

今後の方針

会議等におけるICTの利活用を進めると共に、介護事業所に対し介護分野のICT利活用に係る情報提供を行います。

災害対策・感染症対策



…… 目標 2 : 生きがいづくりと介護予防の促進 ……

施策1：生きがいづくりと社会参加の促進

現状・課題

少子高齢化により社会の支える側の担い手が減少しており、元気な高齢者にもその役割を担ってもらうことが求められています。高齢者が住み慣れた地域でいきいきと、健康で元気に充実した生活を送るためには、感染症対策をした上で「キョウヨウ(今日用事がある)」と「キョウイク(今日行く所がある)」を維持することが大切です。

これまでの生活で培ってきた地域や社会との関わりを維持し続けることで、社会からの孤立を防ぎ、高齢者の生きがいがづくりや社会参加の促進につながり、結果的にその人の介護予防にもつながります。

それを実現するためには、家庭に閉じこもりがちになりやすい高齢者が、やりがいや生きがいを
感じ、就労や地域活動、ボランティアなど、積極的に社会参加したいと思うような環境や受け皿を
整備することが求められます。

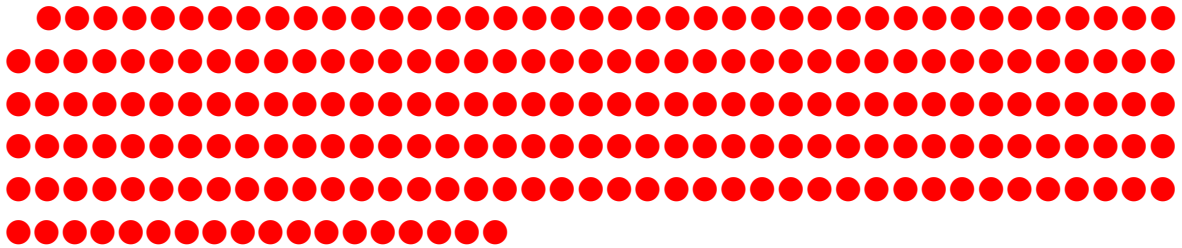
今後の方針

高齢者の積極的な社会参加を促すため、生きがいづくりや社会参加を促進するとともに、高齢者の自主的な活動を支援していきます。

高齢者の知識や経験を活かす場として、世代間、世代内の交流を促進するとともに、地域における高齢者の自主的な活動を支援していきます。

また、生涯学習やスポーツ・レクリエーションをはじめとした生きがいの創出については、多様化していく高齢者のニーズに応えていくことができるよう、既存事業の内容改善や新たなメニューの創設を図っていきます。

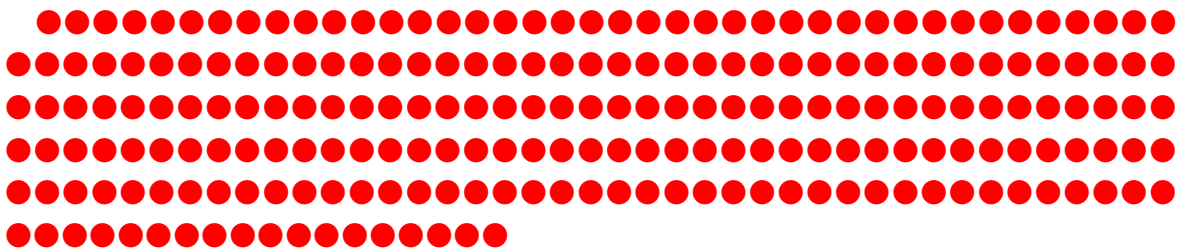
①老人クラブ活動の支援（一般財源）



《 事業の方向 》

- [illegible]

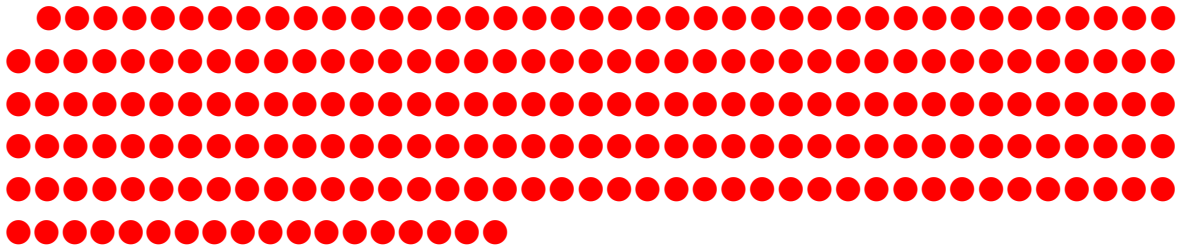
②敬老事業（一般財源）



《 事業の方向 》

-
- The diagram consists of two horizontal rows of red circles. The top row contains 30 circles, and the bottom row contains 30 circles. A solid red dot is positioned to the left of the first circle in each row. The circles are arranged in a grid-like pattern, with the top row being slightly higher than the bottom row.

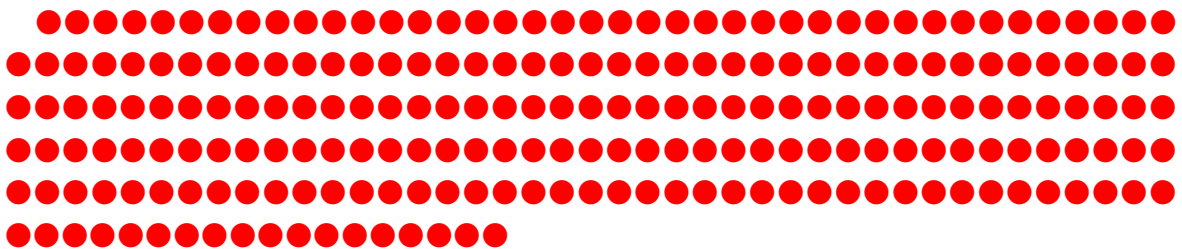
③スポーツ・レクリエーションの振興（一般財源）



《 事業の方向 》

- [illegible]

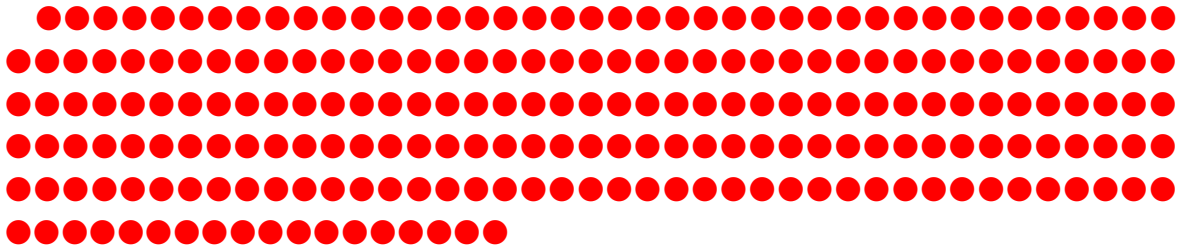
④生涯学習活動の推進（一般財源）



《 事業の方向 》

-
- The diagram consists of two horizontal rows of red circles. The top row contains 30 circles, and the bottom row contains 30 circles. A solid red dot is positioned to the left of the first circle in each row. The circles are arranged in a grid-like pattern, with the top row being slightly higher than the bottom row.

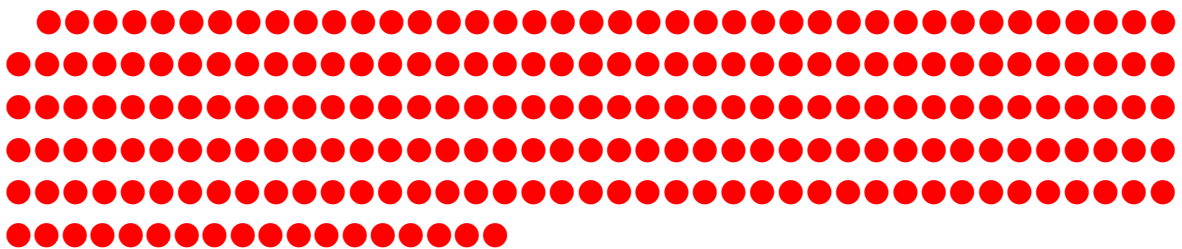
⑤就業等の支援（シルバー人材センター支援/一般財源）



《 事業の方向 》

- [illegible]

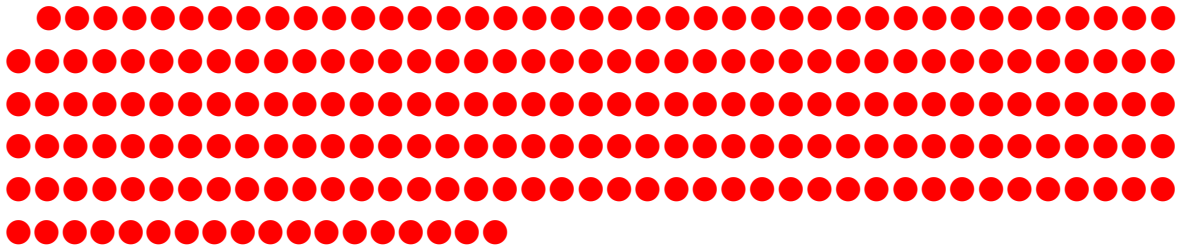
⑥ボランティア活動などへの支援（一般財源）



《 事業の方向 》

-
- The diagram illustrates a simple molecular model where two horizontal rows of red circles represent atoms. The top row contains 20 circles, and the bottom row also contains 20 circles. A vertical dashed line connects the first circle of the top row to the first circle of the bottom row, indicating a bond or interaction between them.

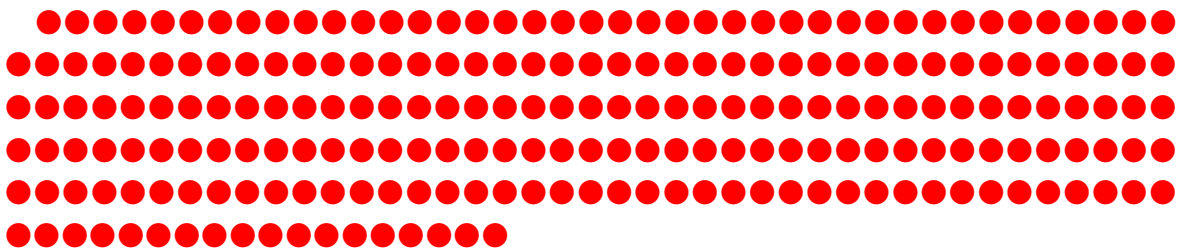
①特定健康診査・特定保健指導（一般財源）



《 事業の方向 》

-
- The diagram consists of two rows of red circles. The top row contains 30 circles, and the bottom row contains 30 circles. The circles are arranged in a grid-like pattern, with some circles missing in the top row to represent a sequence.

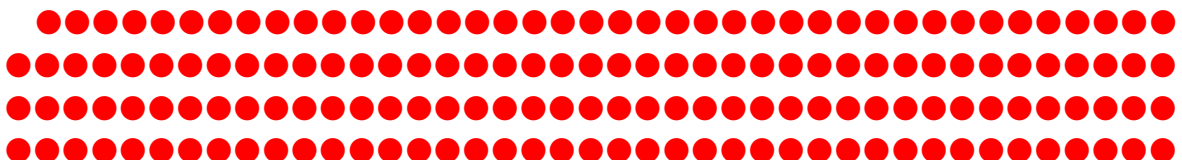
②がん検診（一般財源）



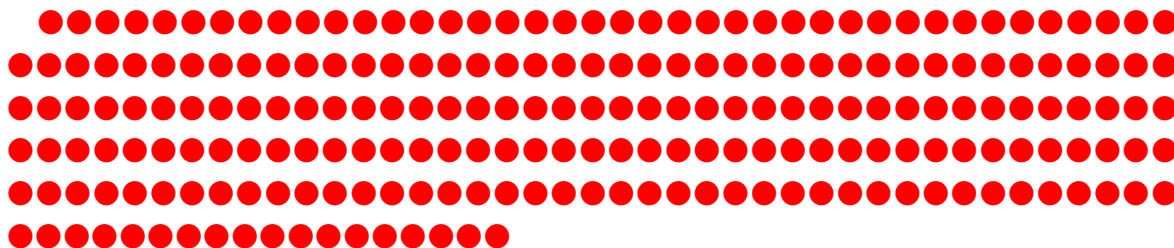
《 事業の方向 》

- [illegible]

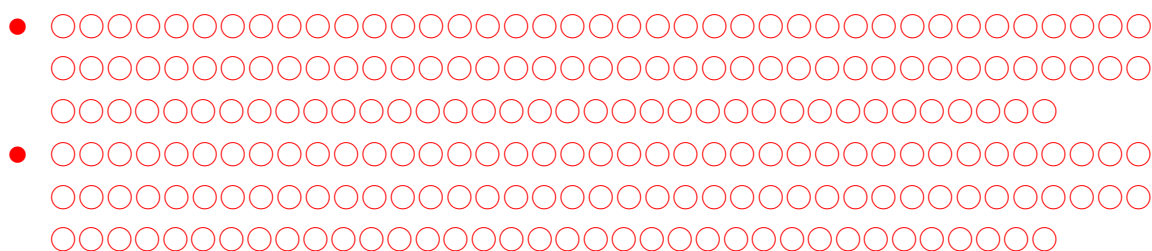
③歯科検診・歯科保健指導（一般財源）



⑧健康マイレージ事業（一般財源）



《 事業の方向 》



施策3：一般介護予防の充実

現状・課題

介護予防は、高齢者が要介護状態になることの予防や軽減、悪化の防止を目的として行うものです。生活機能が低下した高齢者には、リハビリテーションの理念を踏まえながら、「心身機能・活動・参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることが大事です。単に高齢者の運動機能や栄養状態といった、心身の機能の改善だけを目指すものではなく、日常生活の活動を高め、家庭での役割や社会への参加を促し、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを支援しながら、生活の質の向上を目指すものです。

また、より効果的な介護予防事業を推進するために、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な実施における医療や保健等のデータを参考にした介護予防教室などの実施や介護予防事業における専門職の関与が重要となります。

今後、少しでも多くの市民に介護予防について関心を持ってもらえるよう、今まで以上に広く介護予防に関する啓発を行い、早い段階から予防活動に取り組めるような機会の創出や地域での介護予防活動を担うことが期待される介護予防ボランティアの養成、リハビリ専門職等との連携を深めていく必要がある。

今後の方針

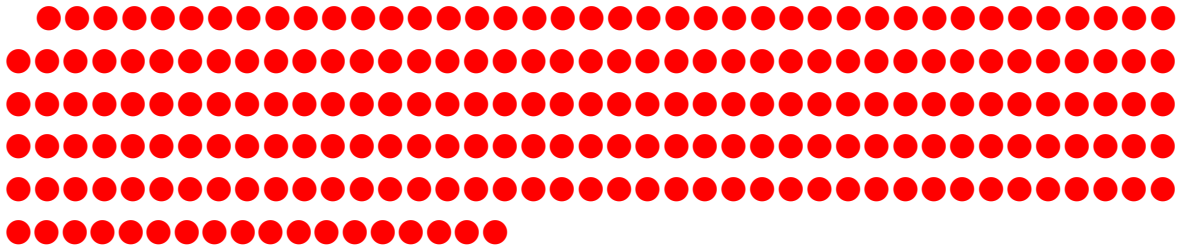
自宅や地域の通いの場等で気軽に取り組めるご当地体操の「きくがわ体操」や「菊川いきいき体操」の普及啓発や地域で介護予防活動を担うことが期待される介護予防ボランティアの養成、地域活動組織の育成・支援を行います。

また、介護予防に関する知識を深めるための情報提供やイベントを開催するだけでなく、市民の介護予防やリハビリテーションに対する意識改革を図り、予防の教室やサービスなどをうまく活用した介護予防、健康づくりを推進していきます。

地域包括支援センターを中心とした関係機関との情報交換をはじめ、様々な調査を通じて、介護が必要な状態になる前のできるだけ早い段階から身体状態の変化を把握し、介護予防事業への適切な参加に結びつけていきます。

今後も、地域の通いの場等でも介護予防に関する専門的な助言、派遣による指導が行えるよう、菊川市立総合病院リハビリテーション科はじめ、小笠医師会や小笠掛川歯科医師会等の関係機関と実情に応じて連携を図っていきます。

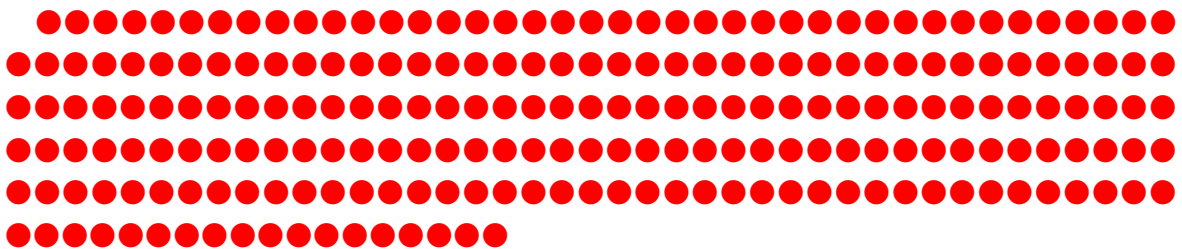
①介護予防把握事業（地域支援事業）



《 事業の方向 》

-

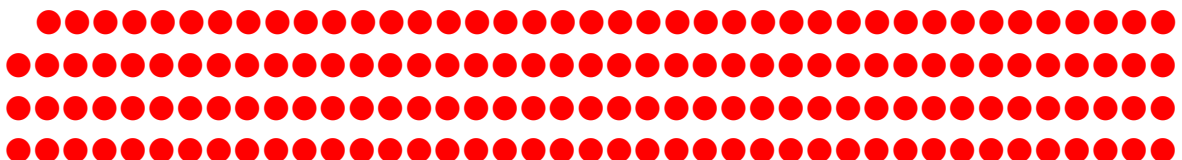
②介護予防普及啓発事業（地域支援事業）



《 事業の方向 》

- [illegible]

③地域介護予防活動支援事業（地域支援事業）





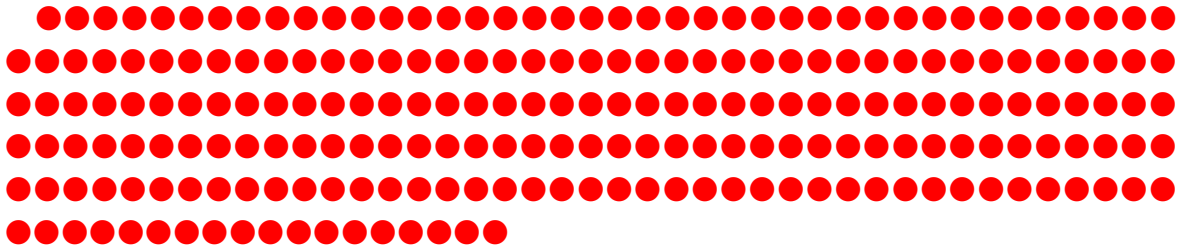
- ## ※重点事業

A large grid of red dots forming the shape of the number 6. The shape is composed of 6 rows of dots. The first five rows are each 20 dots wide, and the sixth row is 10 dots wide, centered under the first five rows.

《 事業の方向 》

-

⑤一般介護予防事業評価事業（地域支援事業）

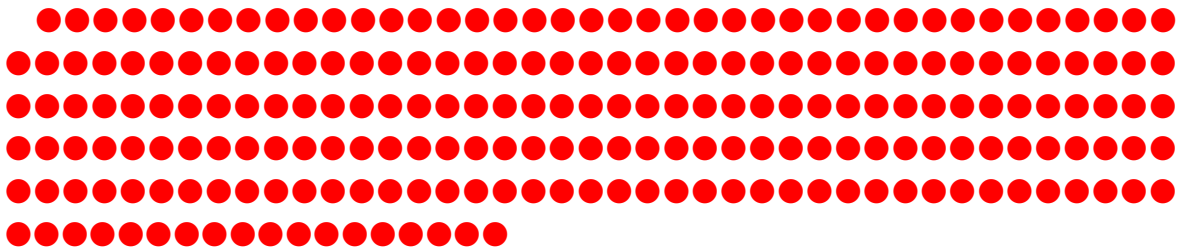


《 事業の方向 》

-

※重点事業

⑥高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施（地域支援事業）



《 事業の方向 》

-

……… 目標 3：高齢者を支えるサービスの充実 ………

施策1：介護予防・生活支援サービス事業の充実

現状・課題

元気な高齢者だけではなく、支援や介護を必要とする人も、住み慣れた地域で安心して生活し続けることができるようにと、地域包括ケアシステムの構築の一つとして平成29年4月から「介護予防・生活支援サービス事業」を開始しました。

現在は、介護予防訪問介護相当サービスと介護予防通所介護相当サービスを中心に、訪問型軽度生活援助サービス（訪問型サービスA）や短期集中型の元気はつらつ教室（訪問型・通所型サービスC）などを行っています。今後は、総合事業対象者や要支援認定者を対象とする新たなサービスとして、これまでの介護予防サービスから基準を緩和し、高齢者のニーズに沿った市独自サービスの整備が必要となっています。

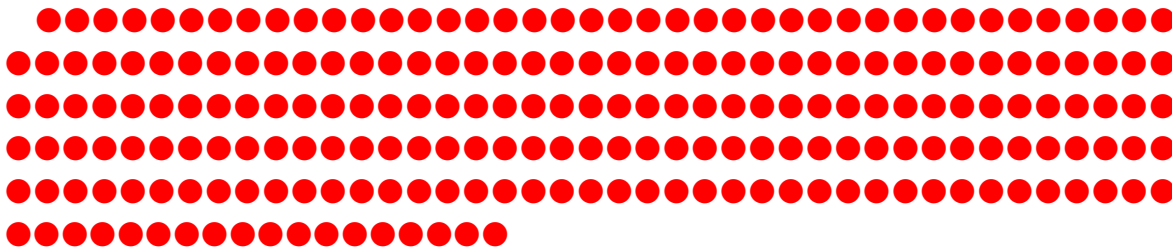
また、事業の充実を図るためには、菊川市立総合病院や小笠医師会をはじめとした医療機関や、市内の介護事業所など、医療・介護の専門職との更なる連携が必要となります。これからも、生活支援サービスの基盤整備を進めながら、段階的な充実を図るとともに、総合事業の対象者の弾力化などについても検討していく必要があります。

今後の方針

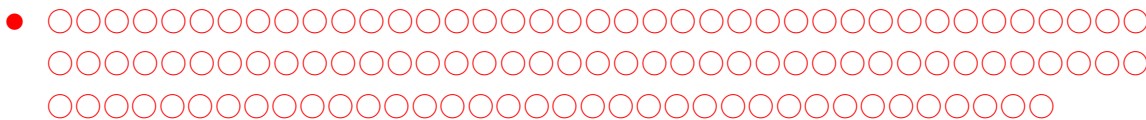
自立支援・介護予防・重度化防止の観点から、事業対象者や要支援認定者に対し、より効果的な介護予防サービスを提供できるように、介護予防ケアマネジメントに基づき、適切なサービスへつなげていきます。

介護予防・生活支援サービス事業は、既存の介護サービス事業所だけでなく、NPO・ボランティア団体・民間企業・地域住民など、地域における多様な主体によるサービス提供が可能であることから、新たなサービスとして既存の介護予防相当サービスよりも基準を緩和したサービス（通所型サービスA）など、高齢者のニーズに沿った市独自サービスの導入に向けた検討を進めます。

①訪問介護相当サービス（地域支援事業）



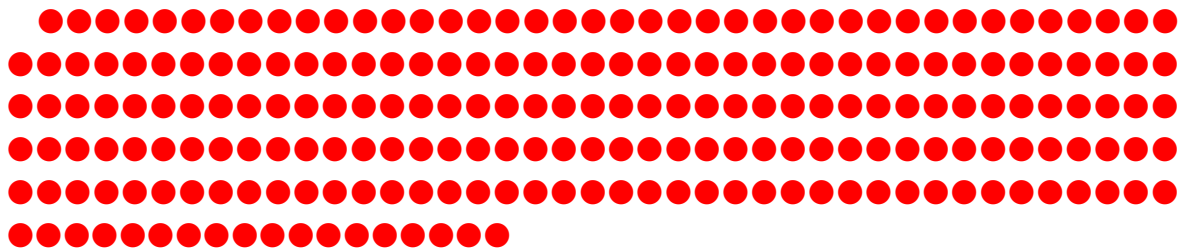
《 事業の方向 》



《 事業の方向 》

-

⑦通所型元気はつらつ教室（通所型サービスC）（地域支援事業）



《 事業の方向 》

-
- The diagram illustrates a simple molecular model where two horizontal rows of red circles represent atoms. Each row contains 20 circles. A vertical dashed line connects the first circle of the top row to the first circle of the bottom row, indicating a bond or interaction between them.

施策２：介護保険サービス

現状・課題

居宅サービスは、できる限り機能・状態の悪化を防止し、自宅で能力に応じた自立生活を送ることができるように支援するサービスです。

地域密着型サービスは、可能な限り住み慣れた地域や自宅での生活を継続できるよう支援するサービスです。原則として、本市の被保険者のみが利用できます。

施設サービスは、在宅での介護が困難になった人を対象に、対象者の状態と施設ごとの機能に応じて入所し、介護を受けるサービスです。

単独・夫婦のみの高齢者世帯の増加、認知症高齢者や医療と介護の両方を必要とする人の増加など、高齢者を取り巻く現状や多様化するニーズに対応したサービスの充実・推進を図る必要があります。

今後の方針

施設サービス、居住系サービス、地域密着型サービスをバランスよく組み合わせて、住み慣れた地域で安心して暮らしていける体制の構築を目指します。そのために過去の給付実績を踏まえつつ、静岡県、サービス提供事業者、地域の関係者等と情報交換や連携を行い、地域全体の介護への理解促進や介護者を支えるための環境づくりを進めていきます。

また、高齢者は介護と医療のサービスをそれぞれ利用することも多いことから、医療分野との連携にも努めていきます。

(1) 居宅サービスの充実（介護給付）

①訪問介護	訪問介護は、訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問して、入浴、排せつなどの身体介護や、食事の準備や調理などの生活援助を行うものです。
②訪問入浴介護 （介護予防訪問入浴介護）	訪問入浴介護は、居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行うものです。
③訪問看護 （介護予防訪問看護）	訪問看護は、看護師などが居宅を訪問して療養上の世話または必要な診療の補助を行うものです。
④訪問リハビリテーション （介護予防訪問リハビリテーション）	訪問リハビリテーションは、理学療法士（PT）や作業療法士（OT）などが居宅を訪問して、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うものです。
⑤居宅療養管理指導 （介護予防居宅療養管理指導）	居宅療養管理指導は、医師、歯科医師、薬剤師などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うものです。
⑥通所介護	通所介護は、デイサービスセンターにおいて、入浴、食事の提供など日常生活の支援や機能訓練を行うものです。
⑦通所リハビリテーション （介護予防通所リハビリテーション）	通所リハビリテーションは、介護老人保健施設や病院などに通い、施設において、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うものです。
⑧短期入所生活介護 （介護予防短期入所生活介護）	短期入所生活介護は、介護老人福祉施設などに短期入所し、当該施設において入浴、排せつ、食事などの介護、日常生活上の支援や機能訓練を行うものです。
⑨短期入所療養介護 （介護予防短期入所療養介護）	短期入所療養介護は、介護老人保健施設、介護療養型医療施設などに短期間入所し、看護、医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療及び日常生活上の支援を行うものです。
⑩特定施設入居者生活介護 （介護予防特定施設入居者生活介護）	特定施設入居者生活介護は、有料老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）などに入所している要介護者などについて、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の支援や機能訓練及び療養上の世話を行うものです。
⑪福祉用具貸与 （介護予防福祉用具貸与）	福祉用具貸与は、日常生活の自立を助けるために、福祉用具（車いす、特殊寝台など）の貸与を行うものです。
⑫特定福祉用具購入 （介護予防特定福祉用具購入）	特定福祉用具購入は、入浴または排せつに使用する福祉用具などの購入費を支給するものです。
⑬住宅改修 （介護予防住宅改修）	住宅改修（手すりの取り付け、段差解消など）について費用の支給を行うものです。
⑭居宅介護支援 （介護予防支援）	居宅介護支援は、ケアマネジャーが、居宅で介護を受ける者の心身の状況、希望などを踏まえ、保健医療サービス、福祉サービスの利用などに関し、ケアプランを作成し、これらが確実に提供されるように介護保険サービス事業所などの連絡調整などを行うものです。

《 事業の方向 》

-

（２） 地域密着型サービスの充実（介護給付）

①定期巡回・随時対応型訪問介護 看護	要介護状態となった場合において、可能な限りその居宅において日常生活を営むことができるよう、居宅への定期的な巡回や随時通報により訪問をし、入浴・排せつなどの援助を行うものです。
②夜間対応型訪問介護	夜間対応型訪問介護は、夜間の定期的な巡回訪問により、または通報を受けて、要介護者の居宅でケアを行うものです。
③認知症対応型通所介護 (介護予防認知症対応型通所介護)	認知症対応型通所介護は、脳血管疾患、アルツハイマー病、その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度まで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態である人について、デイサービスセンターにおいて、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の支援や機能訓練を行うものです。
④小規模多機能型居宅介護 (介護予防小規模多機能型居宅介護)	小規模多機能型居宅介護は、要介護認定者の居宅から、サービス拠点に通う、もしくは短期宿泊するなどして家庭的な環境の中で日常生活上のケアを行うものです。
⑤認知症対応型共同生活介護 (介護予防認知症対応型共同生活介護)	認知症対応型共同生活介護は、要介護認定者であって認知症の人について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の支援や機能訓練を行うものです。
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護は、定員が29人以下で入居者が要介護者、その配偶者などに限定されている有料老人ホームなどに入所している要介護者に対してケアを行うものです。
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、定員が29人以下の介護老人福祉施設に入所している要介護者に対してケアを行うものです。
⑧看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供する複合型サービスを行うものです。
⑨地域密着型通所介護	利用定員18人以下のデイサービスセンターにおいて、入浴、食事の提供など日常生活の支援や機能訓練を行うものです。

《 事業の方向 》

-
- | Category | Count | Percentage |
|----------|-------|------------|
| 1 | 10 | 10% |
| 2 | 9 | 9% |
| 3 | 9 | 9% |
| 4 | 9 | 9% |
| 5 | 9 | 9% |
| 6 | 9 | 9% |
| 7 | 9 | 9% |
| 8 | 9 | 9% |
| 9 | 9 | 9% |
| 10 | 9 | 9% |

地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス必要利用定員総数一覧表

地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービスについては、市が事業者を指定することになるため、計画期間中の必要利用定員数を次のように定めます。この必要利用定員総数をもとに、地域の状況を踏まえながら事業者を指定していくことが必要です。

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症対応型 共同生活介護	東部 地区	利用者数 (人)			
		必要利用定員総数 (人)			
	西部 地区	利用者数 (人)			
		必要利用定員総数 (人)			
	南部 地区	利用者数 (人)			
		必要利用定員総数 (人)			
	菊川 市	利用者数 (人)			
		必要利用定員総数 (人)			
地域密着型 特定施設 入居者生活介護	東部 地区	利用者数 (人)			
		必要利用定員総数 (人)			
	西部 地区	利用者数 (人)			
		必要利用定員総数 (人)			
	南部 地区	利用者数 (人)			
		必要利用定員総数 (人)			
	菊川 市	利用者数 (人)			
		必要利用定員総数 (人)			
地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	東部 地区	利用者数 (人)			
		必要利用定員総数 (人)			
	西部 地区	利用者数 (人)			
		必要利用定員総数 (人)			
	南部 地区	利用者数 (人)			
		必要利用定員総数 (人)			
	菊川 市	利用者数 (人)			
		必要利用定員総数 (人)			

(3) 施設サービスの充実（介護給付）

①介護老人福祉施設	介護老人福祉施設では入所者に、施設サービス計画に基づいて、介護などの日常生活上の支援や機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うものです。
②介護老人保健施設	介護老人保健施設では、入所者に、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練、その他に必要な医療並びに日常生活上の支援を行うものです。
③介護医療院	要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話(介護)」を一体的に提供するものです。

《 事業の方向 》

-

(4) サービス量一覧

現状・課題

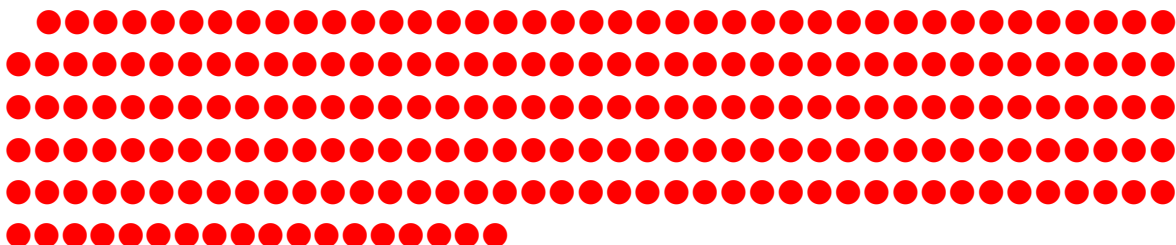
「サービスの質の向上」、「尊厳の保持」、「虐待防止、身体拘束禁止」及び「不適正な介護報酬請求の防止」のため、よりよいケアの実現に向けて、介護サービス事業者に対し管理・監督業務を行うものです。市が指定権限を持つ地域密着型サービス事業所及び居宅介護支援事業所・指定介護予防支援事業所の指定及び管理・監督業務を行っています。

今後の方針

制度改正に伴う介護保険法など関係法令の周知・理解の促進を図るとともに、以下の方法で、適正な介護保険制度の運営を進めます。

- ①介護サービス事業者の指導
②介護サービス事業者との連携

①介護サービス事業者の指導（一般財源）



《 事業の方向 》

-

②介護サービス事業者との連携（一般財源）



施策4：介護給付等費用適正化事業

現状・課題

高齢者数が増加しその介護者にあたる現役世代の人口数が減少している現状において、介護給付を必要とする受給者を適切に認定した上で、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを事業者が適切に提供できるよう働きかけるといった介護給付の適正化に取り組んでいます。

今後も限られた資源の効率的・効果的な活用や利用者に対する適切な介護サービスの確保及び不適切な給付の削減を目指すため、現在行っている事業の見直しや充実を図り、信頼の厚い、持続可能な介護保険制度の構築を目指します。

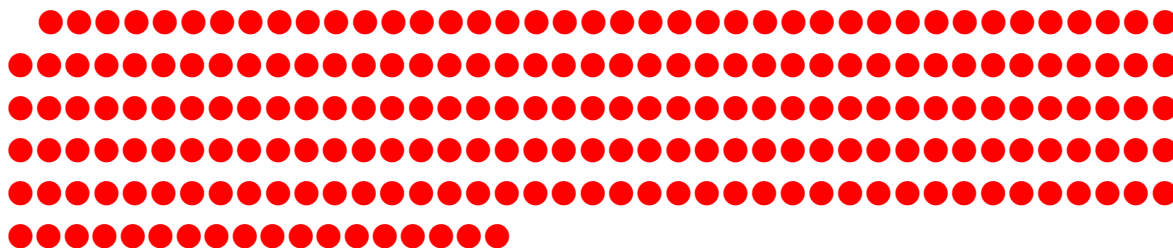
今後の方針

要介護認定の適正化（介護保険制度の入口）、ケアマネジメントなどの適切化（介護保険制度の過程）、サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化（介護保険制度の出口）の3つの要を推進するため、主要3事業（要介護認定の適正化、ケアプラン点検、医療情報との突合・縦覧点検）及び給付実績の活用を実施します。

実施にあたっては国保連の介護給付適正化システム活用や国保連への委託により、件数や実施内容の充実を目指します。

- (1) ①要介護認定の適正化
 - i 認定調査の結果についての保険者による点検など
 - ii 要介護認定の適正化に向けた取組
- (2) ケアマネジメントなどの適切化
 - ②ケアプランの点検
- (3) サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化
 - ③ i 医療情報との突合
 - ii 縦覧点検
- ④給付実績の活用

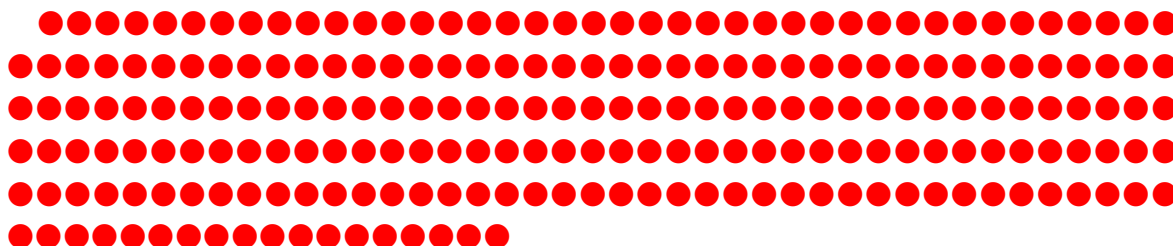
①要介護認定の適正化（一般財源）



《 事業の方向 》

-
- Diagram illustrating the structure of the data. It shows two rows of red circles, representing the data points. The top row contains 30 circles, and the bottom row contains 30 circles. A red dot is placed at the beginning of each row.

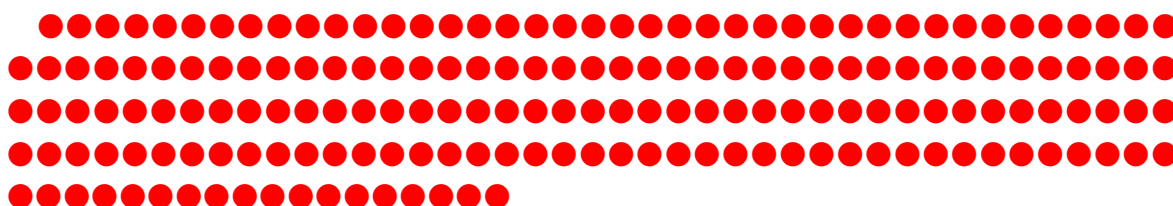
②ケアプランの点検（一般財源）



《 事業の方向 》

-
- The diagram illustrates a simple molecular model where two horizontal rows of red circles represent atoms. Each row contains 20 circles. A single vertical line connects the first circle of the top row to the first circle of the bottom row, suggesting a bond or interaction between them.

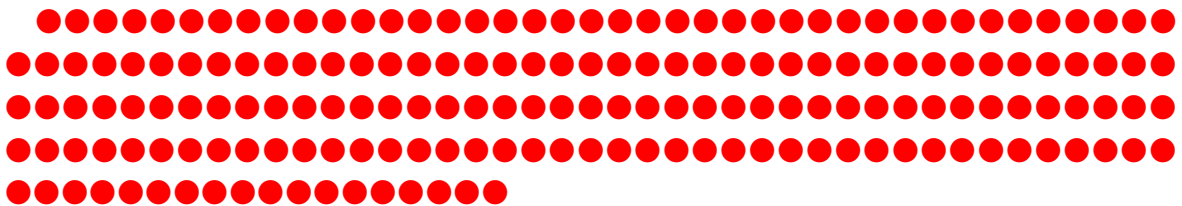
住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査（一般財源）



《 事業の方向 》

-

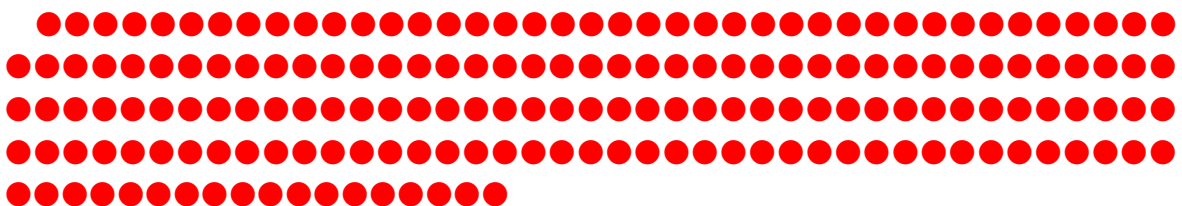
③医療情報との実合、縦覧点検（一般財源）



《 事業の方向 》

-

④給付実績の活用（一般財源）



《 事業の方向 》

-
- The diagram consists of two horizontal rows of circles. The top row is preceded by a red dot and contains 30 circles in total; the first 25 are empty, and the last 5 are solid red. The bottom row is preceded by a black dot and contains 30 empty circles.

ワーキンググループ検討

※重点事業

『誰でもいきいき自分らしく住みなれたまち』

※重点事業

菊川コンシェルジュ

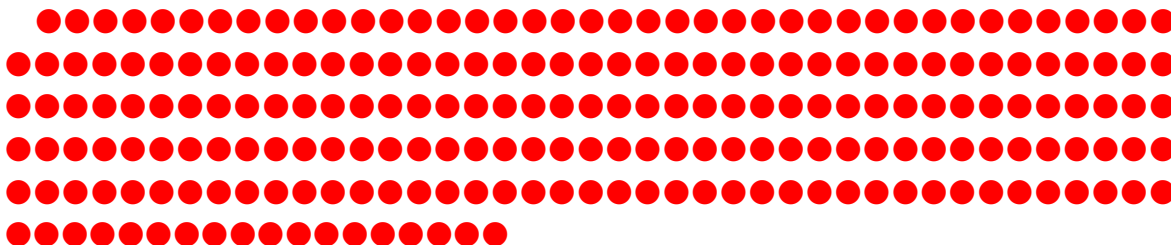
※重点事業

自分の生活をし隊

※重点事業

住んで良かった！菊川市～住民生レポート～

人材の確保と資質の向上



《 事業の方向 》

-

1 給付費の見込み

推計中

..... 2 第9期介護保険料について.....